

官報

号外
令和五年三月十六日

○第二百十一回 衆議院会議録 第十一号

令和五年三月十六日(木曜日)

議事日程 第五号

令和五年三月十六日

午後一時開議

- 第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

令和五年三月十六日 衆議院会議録第十一号

議院法制局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長黄川田仁志君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(黄川田仁志君登壇)

○黄川田仁志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、
在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設すること、
在ウクライナ日本大使館等の位置の地名を改めること、
在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること
などであります。

本案は、去る九日外務委員会に付託され、翌十日林外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。昨十五日に質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第二、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三ッ林裕巳君。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(三ッ林裕巳君登壇)

○三ッ林裕巳君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

駐留軍関係離職

令和五年三月十六日 衆議院會議録第十一号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

二

まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、法律の有効期限をそれぞれ五年延長しようとするものであります。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、これまで戦没者等の妻に特別給付金として支給してきた国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日、質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第四、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長笹川博義君。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔笹川博義君登壇〕

○笹川博義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業の体質強化を引き続き促進するため、法律の有効期限を令和十年三月三十一日まで五年延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、翌十四日野村農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十五日質疑を行いました。質疑終了後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐々木紀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、議院法制局法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

議院法制局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(細田博之君) 議院法制局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

議院法制局法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました議院法制局法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、衆議院法制局に法案審査部を置くとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣加藤勝信君。

〔國務大臣加藤勝信君登壇〕

○國務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、全ての世代が公平に支え合い、持続可能な社会保障制度を構築することが重要です。こうした状況を踏まえ、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を公平に支え合う仕組みを構築するとともに、地域において質の高い医療及び介護サービスを効率的かつ効果的に提供し、社会保障制度の持続可能性を高めることを通じて、全ての世代が安心して生活することができる全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築することを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、こども・子育て支援の拡充を図るた

第二に、高齢者の医療を全世代で公平に支え合うため、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるように見直します。

第三に、医療保険制度の基盤強化等を図るため、都道府県医療費適正化計画の記載事項を充実し、計画の目標設定に際しては、医療及び介護サービスを効果的かつ効率的に組み合わせた提供等の重要性に留意することとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定、評価に関与する仕組み等を導入します。

第四に 医療及び介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化を図るため、かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、かかりつけ医機能の報告を踏まえて地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な事項について協議を行い、当該協議の結果を踏まえて医療や介護の各種計画に反映することとします。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

（拍手）

○議長（細田博之君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。新谷正義君。

ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表し、質問をいたします。（拍手）

人生百年時代を迎える中、我が国の最大かつ喫緊の課題は、少子化、人口減少であります。少子高齢化が進む中で、働き手、社会保障の支え手は減少を続けております。本法案のコンセプトは全世代型社会保障です。社会保障を含む経済社会の支え手を増やしながら、今の世代で制度を支えて

昨年生まれた子供の数は八十万人を下回り、想定を上回るペースで出生数の減少が続いております。この流れを食い止め、反転をさせていくためには、未来を担う子供たち、子育て世代に大胆に投資をしていくことが必要であります。

後期高齢者の医療費につきましては、公費、後期高齢者からの保険料に加えまして、現役世代の支援金で成り立っております。

代の稼ぐ力をサポートすることが重要であります。同時に、社会保障の過度な負担が集中を促す、そういったことは制度の持続可能性の観点から、そういつたことは制度の持続可能性の観点から、

後期高齢者医療制度における負担の世代間バ
ランス、これがどうあるべきか、厚生労働大臣のお
考えをお聞かせください。

今後、高齢者の増加や生産年齢人口の減少が加速をしていく中で、医療資源には限りがあることを踏まえ、地域ごとに必要な医療を必要ときに受けられる体制を確保していくことが喫緊の課題となっています。

複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有する高齢者が今後更に増加していく中、法案においてかかりつけ医機能を重視した制度整備が進められることになります。

全ての世代が安心できる社会保障の構築に向けては、高齢者が住み慣れた地域において介護サービスを受けることも重要であります。

そこで、今回の法律案に盛り込んだ介護に関する情報基盤の整備につきまして、その内容と目指すところを厚生労働大臣にお伺いいたします。

今回の法案を第一歩とし、引き続き、改革を前に前に進めていくことが重要であります。今後も政府の力強い取組をお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 新谷正義議員の御質問にお答えいたします。

全世代型社会保障の理念、意義についてお尋ねがありました。

本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を公平に支え合う仕組みを構築することが重要です。

このため、本法案では、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みの導入、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しを行うとともに、医療、介護の連携機能や、かかりつけ医療機能の制度化を含む医療提供体制等の基盤強化等を図ることとしております。

こうした改革を通じ、全ての世代が安心して生活することができるよう全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築してまいります。

残金の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) 新谷正義議員の質問にお答えいたします。

子育て世代の支援についてお尋ねがありました。

生産年齢人口が急激に減少していく中で、少子化をめぐる課題は、これまで様々な対策を講じてきましたが、いまだに少子化の流れを変えるには至っていない状況にあります。

このため、今後、これまで十三年間据え置かれていた出産育児一時金を来月から二割増の五十万円に増額するとともに、本法案により、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしています。

また、本法案では、来年一月から、国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除するとともに、その免除相当額を公費で支援することとしております。

あわせて、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みを強化することを通じて、現役世代の負担軽減に取り組むこととしております。

後期高齢者医療制度における負担の在り方についてお尋ねがありました。

二〇二五年までに団塊の世代が全て後期高齢者となる中、現役世代の負担上昇を抑制しつつ、負担能力に応じて、全世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みの構築が必要であります。

本法案では、後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っていることを踏まえ、介護保険を参考に、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう、すなわち、後期高齢者と現役世代の負担の伸び率が同じとなるよう制度を見直します。その際、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低所得の方々の負担増が生じないように、負担能力に応じた負担とする

とともに、激変緩和措置を講じることとしていきます。

これにより、後期高齢者医療制度を、負担能力に応じて全世代で公平に支え合う仕組みに見直し

す。

今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中で、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療サービスを受ける必要に応じて受けることができる体制を確保する必要があります。

そのため、地域によって大きく異なる医療・介護ニーズや、活用可能な資源の状況を踏まえつつ、介護分野も含めた機能分化と連携、人材の確保、育成、デジタル技術の活用等の取組を一層促進することにより、全ての国民、患者へ、質の高い、効率的で効果的な医療サービスを届けることができるよう、医療提供体制の不断の見直しを図ってまいります。

かかりつけ医療機能が発揮される制度整備についてお尋ねがありました。

政府としては、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考えの下で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に依拠して連携しつつ、かかりつけ医療機能を発揮できるよう促すことが重要と考えております。

このため、本法案では、国民、患者がかかりつけ医療機能を有する医療機関を適切に選択できるよう、情報提供を強化するとともに、医療機関に対してその機能の報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表し、これらを踏まえ、地域の関係者との協議の場が必要な機能を確保する具体的な方策を検討、公表することとしています。

こうした制度整備を進めることにより、国民、患者がそのニーズに応じて適切な医療機関を選択することができるようにするとともに、医療機関がかかりつけ医療機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医療機能の確保が進むことで、国民、患者

がいていきたいと考えています。

介護の情報基盤についてお尋ねがありました。介護サービスについては、様々な関係者が連携し、利用者一人一人のニーズに応じた対応を行うことが重要であると考えています。

このため、本法案では、介護サービス利用者の情報を、本人や自治体、介護事業所、医療機関等の関係者が電子的に共有できる情報基盤を整備することとしています。

こうした情報共有を通じて、地域の関係者が共同して高齢者を支えていく体制の構築を進め、介護が必要な方に、より質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○議長(細田博之君) 井坂信彦君。

〔井坂信彦君登壇〕

○井坂信彦君 立憲民主党・無所属の井坂信彦です。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

放送法の政治的公平性に関する問題が、岸田政権の信頼性を揺るがす大きな問題となつています。持続可能な社会保障制度を構築する上で、その経済的基盤には経済安全保障の観点が必要なことは言うまでもありません。経済安全保障大臣として社会保障に関わる高市大臣による放送法の解釈変更に関する問題は見過ごせません。法案審議に当たり、まず、この問題について、岸田総理に質問いたします。

高市総務大臣は、二〇一五年五月十二日の参議院総務委員会において、放送法上の政治的公平を番組全体でなく一つの番組で判断できると答弁しました。これは、補充的な説明とするのは詭弁であり、放送法の解釈変更そのものではないでしょうか。

この解釈変更は、安倍総理が、衆議院選直前の二〇一四年十一月十八日に出演した番組で、街頭インタビューの内容に偏りがあると批判したことから始まり、二日後に自民党の萩生田筆頭副幹事長から在京テレビ局に対しお願い文書を出し、磯崎総理補佐官が総務省に働きかけ、高市大臣答弁に至ったものです。いわば安倍総理の負の遺産ともいえるべきものではないでしょうか。

岸田総理は、三月六日の参議院予算委員会、従来の解釈を変えることなく補足的な説明を行ったものであると答弁してしまっています。

一つの番組でだけ、国論を二分するような政治課題について、放送事業者が一方の政治的見解を取り上げず、殊更に他の政治的見解のみを取り上げてそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合は、現在の岸田政権としては、放送法上、政治的公平性が確保されていないと解釈するのでしょうか。また、二〇一四年十一月以前においても同じ解釈だったのでしょうか。答弁願います。

二〇一五年五月答弁の後、翌二〇一六年二月八日には、衆議院予算委員会において、高市総務大臣は、一つの番組でも放送法の政治的公平に反する場合に電波停止を命じる可能性がある旨答弁しています。現時点でも同じ解釈でしょうか。今もこの答弁を維持しているのであれば、岸田政権は、NHKや民放に対し、政治的圧力をかけて、自由な放送をさせないようプレッシャーをかけて続けていることになるのではないのでしょうか。その根拠となってしまう二つの答弁、政治的公平が一つの番組で判断できるとした二〇一五年五月答弁と、一つの番組でも電波停止ができるとした二〇一六年二月答弁を、岸田総理、修正、削除すべきではないでしょうか。今回の公表文書において、意に沿わない番組やコメント

ターを力で封じ込める姿勢が生々しく明らかになりました。安倍総理の十年の負の遺産をここで終わりにするのでしょうか、岸田総理、明確にお答えください。

さて、本法案の名称は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案です。

しかし、今回の法改正は、一言で言えば、社会保障の費用の分担割合を世代間や保険者間で調整しようというものであります。どんなに重くなる負担の分担方法を公平にするだけでは、全員がひとしく苦しくなるだけあります。

政府は、防衛費を一気に二倍にしようとしています。片や、社会保障は、全世代が肩を寄せ合つて、ひもじい思いをしている。総理、さすがにこの予算配分はおかしいのではないのでしょうか。安全保障も大事ですが、社会保障も大事です。そういう当たり前の価値観で、限られた予算をバランスよく配分すべきではないのでしょうか。

社会保障を持続可能にする方法は、大きく二つあります。一つは、少子化対策で人口構造を変えて、社会保険料を主に負担する現役世代の人口割合を増やすこと、もう一つは、予防医療や介護予防で、病気や要介護になる人の割合を減らすことであります。もちろん、ほかにも、大幅な経済成長で社会保険料収入が増え続けたり、イノベーションで医療、介護のコストが激減する可能性もあります。しかし、コントロール可能な政策で社会保障を持続可能にする方法は、少子化対策と予防政策しかないと考えます。総理の見解を伺います。

少子化対策については、総理が公約した子供予算倍増が完全に消えてしまいました。何の二倍かは言えない、数字ありきではない、いつまでに倍増するとも言えない、挙げ句の果てに、子供が増えれば子供予算も増える。

総理、出生率は過去最低です。もう三月も後半です。いつまでに子供予算を倍増するのか。何の数字と比べて倍増するのか。これらをいつ国民に示すのか。倍増のペースと期限を決める期限をお示しください。

総理が何もしない間に、自民党からは次々とリッキーマン少子化対策が出されています。自民党の少子化対策調査会長から出された、結婚、出産で奨学金の返済を免除するという案を政府が検討する可能性があるのかないのか、端的にお答えください。

次に、予防政策について伺います。千五百種類の予防医療の費用対効果を分析したアメリカの研究によると、予防医療の中で医療費を下げる効果のあるものは全体の二〇％でした。大半の予防医療は、健康にはなるが医療費も増えるということでもあります。

健康増進や予防の効果と同じくらいある政策であれば、医療、介護の費用が増える政策よりも減る政策を優先すべきです。健康な人を増やすと同時に社会保障を持続可能にするためにも、健康政策や予防政策の目的や指標に医療・介護費を減らすということを含めるべきと考えますが、総理の見解を伺います。

次に、財源について伺います。先日、自民党の参議院幹事長が、少子化対策の財源について、国債もあり得るという認識を示しました。社会保障の持続可能性を高めるために少子化対策や健康、予防政策を実施し、その財源の一部を国債で賄うことについて、総理の見解を伺います。

また、総理のために内閣府の中に設置され、委員は総理が任命、解任できる、独立性ゼロの経済財政諮問会議ではなく、社会保障財政の持続可能性や国債の返済可能性を厳しくチェックする独立財政機関が必要です。総理の見解を伺います。

少子化対策や予防政策について、政策面と財政面の効果を科学的に評価、検証する仕組みも必要です。イギリスでは、ホワット・ワックス・センタリーという独立した専門機関があり、エビデンスの収集や政策選択への活用を行っています。日本も、このようなエビデンスセンターを設けて、科学的根拠に基づいて少子化対策や予防政策を取捨選択すべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、本法案の問題点であるかかりつけ医について伺います。

政府は、今回、医療機関の質を担保するための認定制や、担当する患者を明確にするための登録制の導入を見送りました。これで超高齢化社会をしつかり支える医療体制になるのか、甚だ疑問です。全世代型社会保障構築会議が示した方針よりも後退しており、厚生労働省は、一体、誰の顔色を見ているのでしょうか。かかりつけ医をあらかじめ決めておくのは糖尿病など継続的なケアが必要な患者に限定しており、制度の土台として十分と言わざるを得ません。この方法だと、かかりつけ医が明確でない人が残り、コロナ禍で経験した機能不全が再び繰り返されることにならないでしょうか。また、かかりつけ医に診療義務を課すわけではないため、患者にとって分かりにくいとの指摘もあります。

今申し上げた評価は、私の言葉ではありません。日経、産経、毎日、読売、朝日の社説や記事から抜き出してつなげたものであります。本法案のかかりつけ医は不十分であると、全国五大紙が全て批判をしているのです。

なぜ、誰のために、認定制度と登録制度の導入を見送ったのか、お答えください。全世代型社会保障構築会議の報告書にも、今回の制度整備は、国民一人一人のニーズを満たすばかりつけ医機能の実現に向けた第一歩と捉えるべきであると書かれています。今回の法改正はあく

まで第一歩であり、国民一人一人が信頼できるかかりつけ医を持てるようにするのがゴールだと法律に明記すべきではないでしょうか。

コロナ禍では、自宅療養を余儀なくされる患者が急増し、あつてはならない自宅放置死が多数出たてしまいました。立憲民主党は、患者が確実に医療につながる仕組みを整備するため、一昨年の六月に日本版家庭医制度法案、昨年三月にコロナかかりつけ医法案を提出しています。一方、今回の法改正で果たして自宅放置死を防げるのか、総理に伺います。

また、前段で申し上げた予防政策を地域で実施するためにも、かかりつけ医は欠かせないと考えますが、総理の認識を伺います。

最後に、出産育児一時金について伺います。今回の法改正に伴い、出産育児一時金が四十二万円から五十万円に増額されます。一方で、出産費用を保険適用にすべきという声が与党の元総理からも上がっています。出産費用を保険適用にするメリットとデメリットは何か、政府は保険適用を検討するのか、お答えください。

都道府県別の出産費用を見ると、鳥取県や佐賀県の平均三十五万七千円に対し、東京都は平均五十六万五千円と二十万円も高くなっています。一律五十万円の出産育児一時金では、出産費用が安い地域ではお金有余り、出産費用が高い地域では全く足りないこととなります。都道府県によつて平均的な出産費用が大きく異なる現状について、総理の問題意識をお聞かせください。

政府は、今後、出産費用の内訳を調査することとであります。分娩費など基本的な費用だけを比べても都道府県により大きな地域差があることが分かったら、出産育児一時金の金額を地域によつて変えたり、保険適用で全国一律の金額にするなど、出産費用の地域差を政策的に解消するのかどうか、総理に伺います。

社会保障の持続可能性を高めることは、全ての世代にとつて最重要の課題であります。単に全世代で負担を分かち合うだけでなく、科学的根拠に基づいた少子化対策や予防政策を全世代で実行することこそ、真に持続可能な全世代型社会保障を構築する方法であると申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 井坂信彦議員の御質問にお答えいたします。

放送法の政治的公平についてお尋ねがありました。

平成二十七年五月十二日の参議院総務委員会では、総務大臣が答弁した放送法の政治的公平の解釈については、放送法を所管する総務省から、責任を持って、国会答弁等において、従来の解釈を補充的に説明し、より明確にしたものであり、現在においてもその解釈が維持されている旨説明がなされ、それは一貫して維持されているものであると承知をしております。

報道の自由を始め表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであるとともに、民主主義を担保するものであり、これを最大限尊重することとは当然のこととあります。

平成二十八年二月八日の衆議院予算委員会では、総務大臣が答弁をした放送法違反の場合のいわゆる停波命令については、放送法を所管する総務省から、責任を持って、国会答弁等において、放送法が憲法によつて保障される表現の自由や国民の知る権利を保障することを目的としていることも踏まえ、極めて慎重な配慮の下、運用すべきであると従来から取り扱ってきた旨説明がなされ、それは一貫して維持されているものであると承知をしております。

これらを踏まえ、放送法を所管する総務省にお

いて放送行政を適切に運用しているものと承知しており、放送事業者がプレッシャーをかけ続けているとの御指摘は当たりません。

御指摘の二つの答弁については、こうした一貫した説明に沿って行われたものと承知をしており、このような意味で、安倍総理の十年の負の遺産との御指摘は当たらないと考えております。

社会保障への予算配分についてお尋ねがありました。

少子高齢化が急速に進む中、全ての世代の方々が安心して暮らせる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことが、そのための予算の確保を含め、重要であると考えております。

令和五年度予算案においては、社会保障関係費を約三十七兆円計上しており、これは一般歳出の五割を占めるものです。

さらに、子ども・子育て政策の抜本的強化に取り組んでおり、六月の骨太方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示いたします。

同時に、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に對峙しており、安全保障と社会保障どちらか一方という二者択一の問題ではなく、政府の責任として、共に必要な予算額をしっかりと措置してまいります。

社会保障を持続可能にする方策についてお尋ねがありました。

少子高齢化が進む中、社会保障を持続可能なものとするためには、人口減少の流れを変え、経済社会の支え手を増やすとともに、必要な社会保障を確保しつつ、負担能力にに応じて公平に支え合う仕組みを早急に強化する必要があります。その観点からも、少子化対策は重要であると考えております。

疾病、介護の予防についても、特定健診、保健指導の実施など、社会保障を持続可能にする観点

も踏まえながら、必要な取組を行つてまいります。

子ども・子育て予算の倍増についてお尋ねがありました。

急速に進展する少子化により、昨年の出生数は八十万人を割り込み、子ども・子育て政策への対応、これは待ったなしの課題です。

個々の政策の内容や規模はもちろん重要なことですが、これまで関与が薄いと指摘されてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身の方も含めて、社会全体の意識の変革を含め、次元の異なる対策を講じていく中で、何としても少子化トレンドを反転させていきたいと考えております。

子ども・子育て政策に関する予算については、まずは政策の中身が重要であり、政策の内容を詰めなければ、倍増の基準や時期を申し上げることは適当でないと考えております。そこで、子ども政策担当大臣の下、従来から申し上げておりますように、三月末をめぐり、子ども・子育て政策として充実する内容をパッケージとして具体化いたします。そして、これも従来から申し上げておりますように、六月の骨太方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示してまいります。

少子化対策として、奨学金の返済免除の案についてお尋ねがありました。

御質問の案については、党の議論の過程で出されたものであり、党として最終的にどのような意見を取りまとめたものではないと承知をしております。

少子化対策をめぐり、様々な議論は尊重すべきと考えておりますが、党内で意見をまとめる前の段階で、私の立場から、一つ一つの案について、検討する可能性を含め、評価することは控えさせていただきます。

子ども・子育て政策について、まずは、こども政策担当大臣の下、充実する内容を具体化するものとしております。これと併せて、教育についても、今の社会において必要とされる施策に取り組んでまいります。

健康増進や予防に関わる政策の目的や指標についてお尋ねがありました。

誰もが、できる限り医療や介護を必要とせず、健やかで心豊かに生活できる社会を実現するため、健康増進施策を進めることが重要です。

国民健康づくり運動である健康日本21においては、健康寿命の延伸を目標とし、生活習慣の改善や健康づくりに取り組める環境整備等に関する指標を設定しており、医療費や介護費については、直接の指標としては設定しておりませんが、医療費適正化計画と共通の指標を設定するなど、医療費への影響を踏まえつつ、健康増進施策の取組を進めています。

これまでも、例えば特定健診、特定保健指導の医療費適正化効果の検証事業を行うなど、エビデンスの収集に努めてきたところであり、今後とも、こうした知見の蓄積を図りつつ、国民の健康増進施策をしっかりと進めてまいります。

少子化対策等の財源と独立財政機関の必要性についてお尋ねがありました。

子ども・子育て政策については、まずは政策の中身が重要であり、こども政策担当大臣の下、今の社会において必要とされる子ども・子育て政策として充実する内容をパッケージとして具体化いたします。そして、その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくか、これを考えてまいります。

独立財政機関については、政府としては、経済財政諮問会議において、専門的、中立的な知見を

有する学識経験者なども参画する形で経済財政運営について議論を行っており、引き続き、この体制の下で適切な政策運営を行っていきいたいと考えております。

科学的根拠に基づいた少子化対策や予防政策についてお尋ねがありました。

我が国においては、EBPMを推進するため、各府省にEBPM統括責任者を置き、エビデンスに基づく政策立案を進めることとしております。

こうした体制の下、御指摘の少子化対策については、来月設置することも家庭庁において、各種統計における子供や家庭に関するデータや調査研究などを更に充実させるとともに、政策効果を明らかにし、エビデンスに基づく政策立案、実践を行ってまいります。

また、予防政策については、厚生労働省において、予防、健康づくりの取組を効率的、効果的に実施していくため、実証事業を実施し、健康増進効果等のエビデンスを確認、蓄積しながら、保険者等による予防、健康づくりを推進してまいります。

かかりつけ医の制度の在り方についてお尋ねがありました。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備に当たっては、御指摘の認定制や登録制を含め様々な議論が行われましたが、政府としては、全世代型社会保障構築会議の報告書において、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方の下で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮するよう促すべきである、このように報告書においてされたことを踏まえて、今回の制度を法律化したものであります。

かかりつけ医機能が発揮される制度整備について法律にゴールを明記すべきとお尋ねがありました。

した。

今後、更なる高齢者の増加や生産年齢人口の急減が見込まれる中で、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療サービスを必要に応じて受けられることができる体制を確保するためには、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めることが重要であり、本法案が成立すれば、着実に取組を進めてまいります。

そして、議員御指摘のとおり、全世代型社会保障構築会議の報告書においては、国民一人一人のニーズを満たすかかりつけ医機能が実現するまでには、各医療機関、各地域の取組が必要であり、今回の制度整備はそれに向けた第一歩と捉えるべきであるとされております。

本法案の附則には検討規定が設けられており、これに基づき、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じてまいります。

予防政策を地域で実施するためのかかりつけ医の必要性等についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス対応で浮き彫りになった課題を踏まえ、次の感染症危機から国民の命と健康を守るため、流行の初期段階から速やかに機能する保健医療提供体制の構築を図ること等を目的として、昨年来、感染症法等の改正を行っているところです。

政府としては、未知の感染症への対応について、全ての医療機関に感染症医療を行うことを一律に求めることは困難と考えており、自宅療養者等に対する医療の提供を含め、各医療機関の機能や役割に応じて協定を締結することで、感染症医療を担う医療機関をあらかじめ適切に確保していくこととしております。

また、本法案では、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の

提供を行う機能を一般的なかかりつけ医機能としており、疾病の予防のための措置を行う機能の確保が重要であると認識をしております。

出産費用の保険適用等についてお尋ねがありました。

出産費用の保険適用については、全国一律の診療報酬で評価されることとなる一方、妊婦自身の自由な選択により様々なサービスが利用され、地域差も見られる実態等を踏まえると、医療保険制度との整合性をどう考えるかなどの課題があると考えております。

出産費用が年々上昇し、地域によって差が生じている現状の中、平均的な標準費用を全て賄うよう、来月から、出産育児一時金を全国一律で五十万円に増額することで対応してまいります。あわせて、出産費用の見える化に向けた取組を進め、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境を整備してまいります。(拍手)

○議長(細田博之) 池下卓君。

(池下卓君登壇)

○池下卓君 日本維新の会、池下卓です。ただいま議題になりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

人生百年時代の中にあつて、国民が不安なく、それぞれの人生ステージにおいて希望の持てる新しい未来を築くこと、その実現は政治に課せられた大きな使命であります。

我が国を取り巻く少子高齢社会が抱える課題は、世代間扶養でつないできた社会保障の将来像に暗い影を落とし、政府が、その財源のため、あらゆる手段を講じられてきたということは十分理解できます。しかしながら、本来、医療は納税者

たる国民が自身の健康と命を守るため享受する当然の権利であり、社会構造の変化によって抑制されるものではありません。

先日、我が党では、地域で共有する標準的な薬剤選択の使用方針に基づく採用医薬品リスト、いわゆる地域フォーミュラリーを全国に先駆けて取り組んでおられる大阪府八尾市の薬剤師会様より御意見を拝聴いたしました。

最も印象に残ったのは、フォーミュラリーの真の目的は、地域医療において質と安全が担保される標準的な薬物治療の推進であって、医療費の大幅な削減は副次的な産物であるとおっしゃっていたことにあります。まさに、地域医療を支えるため、患者、医療機関、流通、保険者、薬局が一体となって、住民の健康を守る医療の質の向上を通じて医療費の適正化に取り組んでおられるという感想を持ちました。

今回、政府は、歯止めのかからない少子化と超高齢化社会に対応する施策の一環として本法案を提出されたわけですが、果たして、国民、患者目線に立った医療の充実につながっているのか、また、将来に不安を残さない社会保障制度となっているのかという観点から質問をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援の拡充について、総理にお尋ねをいたします。

本法案では、出産育児一時金の支給額の引上げに伴う費用負担と子ども・子育て支援の全世代公平負担の実現がうたわれ、後期高齢者医療制度からの支援も求めています。日本維新の会としても、全世代で公平に医療を支える制度の維持に向けた政府の強い意思表示は高く評価するものです。

一方で、現在の我が国の医療制度は、あくまで共助の精神で存立する社会保険方式に基づいています。したがって、我が党は、通常分娩を公的医療

保険の対象となる医療に位置づけ、三割の自己負担を妊婦健診と併せてクーポンで支給し、実質自己負担をゼロにすることを主張し続けてまいりました。

我が党の提案は、出産費用の地域格差や、一時金の増額に乗じた分娩医療機関における出産費用の値上げ対策としても効果があり、内閣府子ども・子育て本部や四月発足後のこども家庭庁の施策として、是非、子ども・子育て政策の一環として推進していただきたいと考えますが、総理の考えをお聞かせください。

次に、本法案のもう一つの柱である医療、介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化について伺いをいたします。

本法案では、かかりつけ医療機能発揮のための制度整備を行っています。そもそも論として、かかりつけ医の法的な根拠また定義が何らなされておられません。これでは、誰がどのようにしてかかりつけ医の役割を担うのか分かりません。何をかりつけ医に期待するのかも漠然としていて分からず、本法案で、国民が安心してかかりつけ医を選択できるための準備が制度として整うとは評価できません。まずは、かかりつけ医としての機能をしっかりと定義し、そのような機能、役割を担う医療機関の数を増やし、国民に安心してかかりつけ医を選択できる環境をつくり出すことが政治の責任と考えます。

そこで、厚生労働大臣に伺います。
本法案による医療費適正化計画の策定に当たり、都道府県が留意すべきかかりつけ医療機能の確保の具体的な内容について、どのようなスケジュール感で都道府県にお示しになるつもりなのか、明らかにしてください。

具体的なかかりつけ医療機能やかかりつけ医の養成計画などを国が何ら示さなく、各種計画への反映だけを押しつけるというのは余りにも無責任です。現在、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で浮き彫りになった課題の克服も含む第八次医療計画の策定に都道府県は取り組まれようとしているところですが、ここに、地域特性を生かした多職種連携の在り方が検討、反映された、かかりつけ医療機能に係る整理を含む方向性を政府が示すべきだと考えます。

例えば、地域で患者、市民を幅広く診るための、地域特性を加味した具体的なプライマリケアチーム像とプライマリケアチームの担い手育成の方針を明示すべきであると考えます。その上で、かかりつけ医療機能を有する医療機関には、標準診療科目として、かかりつけ医科などと国民に分かりやすいように看板に表記ができるようにするなど、研修を含めた体制づくりを推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

必要なときに必要な医療を迅速に提供できる体制づくりが、かかりつけ医制度の定着に欠かせません。かかりつけ医制度を機能させていくためには、かかりつけ医療機能を担う医療機関の数とともに、国民目線からニーズを丁寧に検証し、かかりつけ医を自由に選択できる環境を整備することが肝要であります。

しかしながら、今回の政府案は、地域におけるかかりつけ医療機能の情報提供にすぎず、慢性疾患を有する高齢者を取り巻く外来機能報告制度にとどまっている感が否めません。一体、現役世代を含めた多くの国民、患者が希望する、かかりつけ医の制度化に向けた政府の取組はどのようなものなのでしょうか。国民が求めるかかりつけ医とは、自分の日頃の状態をよく知っているお医者さんと併せて、自分の日頃の状態の変化を伝えられるお医者さんなのであります。

したがって、国民のライフスタイルが多様であることを考えれば、小さいお子さんをお持ちの御

家族や御年配の方々は、居住地に近いところにかかりつけ医が必要でしょう。また、就労世代の皆さんには、職場に近いところにある医療機関にそうした機能を求めることでしょう。また、こうした多様なニーズに応えるためには、ライフスタイルの変化に対応して、かかりつけ医を容易に変えることができる環境も求められるのではないのでしょうか。

そして、このときに必須となるのが、かかりつけ医の診療情報を共有化できる医療情報の利活用環境の整備であると考えています。必要なときに必要な医療情報に瞬時にアクセスできる、医療DXを含めた体制づくりは早急に検討すべきであります。

特に、医療データの利活用の意義として、一つ、治療の質の向上、二つ、医学研究や医薬品開発などの医療の技術革新、三つ、医療現場の負担軽減が期待できる医療資源の適切な配分、四つ、医療費の適正化による社会保障制度の持続性確保などが挙げられますが、あわせて、これらの関連するあらゆる医療情報の適切な連携を可能とするプラットフォームの構築も喫緊の課題であると考えます。

政府は、現在、電子カルテについて、一次利用を想定した医療従事者アンケートを基に、連携するデータを三書六情報としていますが、一次利用、二次利用それぞれの場面でどのような情報が必要なのか、いまだ一度、市民、患者、業界の声を丁寧に聞き、十分な検討をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

せっかく苦労して収集した貴重な医療データが限定的な活用にのみとどまることがないよう、将来的に可能性が広がるような、一次、二次に分け隔てることなく一体となった、拡張性、柔軟性を追求したデータ基盤体制づくりが必要と考えますが、スケジュール感と併せて、その展望について、厚生労働大臣の御見解をお聞かせください。

さらに、本法案のうたう持続可能性という観点から、給付と負担の見直しについて質問をいたします。

我々日本維新の会は、世代間で公平な仕組みを構築する社会保障制度の確立を目指しています。まさに、社会保障制度の持続可能性は国民にとってとても大事なテーマです。

しかし、本法案にあつては、介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化がうたわれておりますが、基盤強化に欠かれない給付と負担の見直しについては調査のみであり、先送りされている感が否めません。

例えば、高齢者の負担能力に応じた給付や負担の在り方については、高齢者のライフスタイルの多様性、例えば、現役並みの収入とはいえないながらも、貯蓄に余裕がなく、昨今の物価高を乗り切るため、意に反して働かなければならない高齢者の生活状況を十分に調査した上で、世代を超えた公平な負担の在り方を考える必要があります。

現役世代も、いつかは高齢者になります。今の若者が将来の日本の社会保障制度に不安を抱かないようなルール作りも必要ではないでしょうか。つまりは、介護保険料の納付開始時期の年齢の見直しについても、全世代対応型で社会保障を構築するのであれば、子ども・子育て世代の負担増にも配慮をしながら、給付と負担の見直しについては調査をし、全体像を制度設計した上での議論を進めていただきたいと考えますが、厚生労働大臣の御意見を聞かせください。

世界に冠たる国民皆保険を支える我が国の医療制度を堅持するには、医療費の適正化が喫緊の課題であることは論をまちません。冒頭に紹介しました、財政審などでも医療費適正化の方略として度々話題となっているフォーミュラリーもその一つです。

しかしながら、現状のように後発医薬品の安定

供給が不十分な状況にあつて、後発医薬品の使用促進を国家政策の根幹に据えるのは、余りにも医療現場の現状を無視した机上の空論と思えます。単純に削れるだろうから削ってしまったといった現行の薬価の毎年改定などは、国民負担の軽減という正論を盾に取った対症療法的な愚策であると断じざるを得ません。

画期的な医薬品の恩恵を受けるのは誰なのか、ほかならぬ納税者である国民であります。一方的な財政論にあおられた結果、いつの間にか世界の標準的な医薬品が日本では開発、供給されなくなり、国民の健康と命を守る薬という大きな切り札を国民が知らないうちに失つていったという悲劇が起らないよう、財政の規律とイノベーションの評価の両立に立つて、総理から力強いお言葉をいただきたいと思ひます。

我々日本維新の会は、子供のために使われる大規模な財源を確保することを目指し、GDPの一定割合を必ず子供のために配分する義務的予算枠を確保し、この財源を活用した子ども・子育て施策を断行していくことを提案しています。今回の法案で進められる諸政策が、総理のおっしゃる異次元の少子化対策による子育て支援を目的としているのであれば、共助によって支えられる医療保険の財源に依拠するような子ども・子育て支援の拡充ではなく、本家本元の少子化対策、子ども・子育て予算から充てる制度設計をするなど、異次元の少子化対策を実施するための革新的な財政活用が必要ではないでしょうか。

持続可能な社会保障制度の実現こそが我々の誓いであることを述べ、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 池下卓議員の御質問にお答えいたします。

出産費用の保険適用についてお尋ねがありました。妊婦の方々が安心して出産できる環境を整備することは重要です。このため、来月から医療保険における出産育児一時金を大幅に増額するとともに、出産費用の見える化を進め、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境を整備してまいります。

出産費用の保険適用については、妊婦自身の自由な選択により様々なサービスが利用され、地域差も見られる実態等を踏まえると、全国一律の診療報酬で評価する医療保険制度との整合性をどう考えるかなどの課題があると考えており、出産費用の見える化を進めることが重要であると考えております。

これらについては、医療保険制度を所管する厚生労働省の所掌となりますが、子ども・子育て支援に関する施策については、こども家庭庁と関係省庁が密接に連携をし、必要な対応を行ってまいります。

財政の規律と医薬品のイノベーションの評価についてお尋ねがありました。日本の製薬産業が絶え間ないイノベーションにより革新的な新薬を生み出し、グローバルに競争するための環境を整備していくことは重要であると考えております。

同時に、二〇二五年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となり、医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険の持続性という視点も重要です。今後、イノベーションの推進と国民皆保険の持続性が両立するよう、両者のバランスを取りながら取り組んでまいります。

今回の改革の財源についてお尋ねがありました。今回の改革では、医療保険の給付である出産育児一時金を大幅に引き上げることとしており、その財源は保険料で賄うことが適切であると考えております。あわせて、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしており、現役世代の負担が軽減されることで、少子化の克服につながるものと考えております。

いずれにせよ、子ども・子育て政策については、まずは充実する内容を具体化し、その内容に応じた、社会全体でどのように安定的に支えていくか、これを考えてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 池下卓議員の御質問にお答えいたします。

医療費適正化計画の策定と、かかりつけ医機能の確保についてお尋ねがありました。

かかりつけ医機能が發揮される制度整備は、身近な地域において日常的な医療を提供するかかりつけ医機能が確保される結果として、医療費適正化計画の内容である住民の健康の保持の推進や医療の効率的な提供の推進に資することから、計画の策定に当たり留意すべき事項として規定をしております。

本法案では、かかりつけ医機能のうち、高齢化の進展等を見据え、特に、今後、地域で確保していく必要があるものについて医療機関に報告を求めることとしていますが、その詳細については、法案の成立後、令和七年四月の施行に向けて検討を進め、都道府県が医療費適正化計画においてかかりつけ医機能の確保の状況に留意した目標、施策を定められるよう、適切に対応してまいります。

かかりつけ医機能の体制づくりについてお尋ねがありました。

かかりつけ医療機能が發揮される制度整備を進めるに際しては、国民、患者がそのニーズに応じて医療機関を適切に選択できる仕組みとすることが重要です。

かかりつけ医療機能には多様な機能が含まれることから、診療科目としてかかりつけ医科を標榜できるとともに、地域で必要なかかりつけ医療機能を提供する観点から、患者に分かりやすいものに見直すとともに、地域で必要なかかりつけ医療機能を提供するための方策について地域の関係者で協議し、協議結果に基づき、例えば、医療従事者に対する研修の実施、医療機関同士の連携の強化などの取組を進めることとしており、こうした取組を進めることで、それぞれの地域で必要な医療が確保される対策を構築してまいります。

医療データの活用についてお尋ねがありました。電子カルテ情報のうち、医療機関等間で共有することが有用な情報については、全国的に閲覧可能とするための仕組みを含め、二次利用も視野に入れながら、まずは一次利用について、患者団体の方等も構成員とする有識者検討会で検討を進めてまいります。

電子カルテ情報を含む保健医療情報については、個人のデータを自ら一元的に把握できるようになることで国民の更なる健康増進に寄与すること、データの二次利用による創薬が可能になることなどを目指して、全国医療情報プラットフォームの創設に向けた検討を進めているところであります。この春を目途として策定予定の医療DXの工程表に基づき、一次利用、二次利用共にその具体化を進めてまいります。

介護保険料の納付開始年齢の見直しについてお

尋ねがありました。

介護保険制度の被保険者範囲については、制度創設以来、要介護となった理由や年齢にかかわらず給付の対象として、保険料を負担する年齢層も拡大する制度の普遍化を目指すべきではないかなどを中心に議論が行われてきました。

昨年十二月の社会保障審議会の意見書においては、若年層は受益と負担の関連性が希薄であることから第二号被保険者の対象年齢の引下げには反対、また、将来的には介護保険の被保険者範囲を拡大して介護の普遍化を図るべき、さらに、高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸の状況なども踏まえながら第一号被保険者の対象年齢を引き上げる議論も必要など様々な意見があり、引き続き検討を行うことが適当であるとされました。

こうした様々な立場からの御意見や介護保険制度を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き議論を行ってまいります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(海江田万里君) 佐藤英道君。

(佐藤英道君登壇)

○佐藤英道君 公明党の佐藤英道です。

ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表し、質問をいたします。(拍手)

これまでの我が国の社会保障は、現役世代に対する支援は主に企業や家庭が担い、年金や医療などの給付を受けるのは主に高齢者となっており、しかし、少子高齢化が想定以上に急速に進み、家族や地域社会が変容し、担い手が急減していく中、単に高齢者の給付を削って子供や若者に給付を移すのではなく、高齢者も現役世代においても、ライフステージに応じて、適切な負担に基づき、誰もが必要な給付が受けられるという考え

方に基づいて、将来にわたって持続可能な全世代型社会保障へと転換していくことが急務となっております。

全世代型社会保障制度を構築することの重要性について、まず、総理の御見解を伺います。

次に、出生数の八十万人割れについて伺います。

二月二十八日、厚生労働省から令和四年十二月分の人口動態統計速報が公表されました。その内容は、出生数が七十九万九千七百二十八人と過去最少となり、初の八十万人を下回る結果となりました。岸田総理は、一月二十三日に行われた施政方針演説において、出生数が八十万人を割り込む見込みであることを踏まえ、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と表現されました。

この出生数八十万人割り込みという事実について、岸田総理の受け止めと、急速に進む少子化への対応策について御見解を伺います。

次に、出生育児一時金増額の効果について伺います。

我が国の社会保障制度の持続性を確保するには、希望する方が出産を選択できる環境整備が急務であります。

今回の出生育児一時金の五十万円への引上げの効果をどのように見込んでおられるのか、総理の考えを伺いたいと思います。

次に、出産費用の見える化について伺います。

出生育児一時金の増額の効果が十分に発揮されるには、妊婦の方々が出産に関する費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境を整備する必要があります。さらに、出産費用が年々増加傾向にあることを踏まえ、出産費用の実態や要因を調査し、出産費用の見える化を進めることが極めて重要であります。

次に、世代間の扶養から全世代での支え合いへの転換について伺います。

本法律案では、出生育児一時金の増額に当たって、その支給費用について後期高齢者医療制度からの支援が盛り込まれております。後期高齢者医療制度からの出生育児一時金への支援は、全世代型社会保障構築会議の報告書が掲げる「全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する」というテーマに沿った、子育て世代を現役世代、高齢者世代を問わずみんなで支えるというメッセージの強い制度整備ではないかと考えます。

出生育児一時金を後期高齢者医療制度からの支援も含めて全世代で支えるという仕組みを整備する意義について、総理の御見解を伺います。

次に、出産時における保険料負担の軽減について伺います。

急速に進む少子高齢化に少しでも歯止めをかけるには、一層の子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援が必要となります。本法律案では、出産する国民健康保険の被保険者について、産前産後期間の相当分である四か月間の保険料を免除することになります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する池下卓君の質疑 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤英道君の質疑

本法法案における出産時における保険料負担の軽減について、その具体的な内容をお伺いいたします。

次に、高齢者負担増の激変緩和措置について伺います。

全世代で子育て世代を応援する意義は極めて高いものであります。今回の法案では、出産育児一時金への支援に加え、後期高齢者の医療費の負担を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うための後期高齢者負担率の見直しも含まれております。

公明党の昨年十二月の岸田総理への提言には、高齢者に急激な負担増が課されることのないよう、激変緩和等の措置を行うことを盛り込みました。こうした公明党の提言などを踏まえて、本法

律案には激変緩和措置が盛り込まれましたが、具体的にどのような措置なのか、対象となる方はどのような方々なのか、どの程度負担増を抑えられるのか、高齢者の皆様にとって安心でき、御理解をいただけるように、丁寧な説明が必要です。

激変緩和措置の具体的な内容について、高齢者の皆様へ分かりやすく説明をお願いします。

最後に、かかりつけ医機能に関する法整備の意義について伺います。

今後の高齢者人口の増加と生産年齢人口の急減という急速な少子高齢化の進展の下では、医療や介護の担い手、施設設備等の限りのある資源を有効に活用しながら、地域における医療や介護ニーズの増大に的確に対応することが求められます。本法

律案では、医療や介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化の一環として、かかりつけ医機能について制度整備を行うこととされております。

令和五年三月十六日 衆議院会議録第十一号

分かりやすい仕組みとすることを求めさせていた

きました。本法法案によるかかりつけ医機能とは何なのか、現行の医療提供体制の何が変わるのか、期待されるかかりつけ医機能の効果はどのようなものか、お伺いをいたします。

以上、本法法案を通して全世代型社会保障への転換が一層推進されることを期待し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 佐藤英道議員の御質問にお答えいたします。

全世代型社会保障制度を構築することの重要性についてお尋ねがありました。

少子高齢化が進む中、将来にわたって社会保障を持続させる観点から、負担能力に応じて、全ての世代で公平に皆が支え合う仕組みを強化することが重要です。

また、高齢者を含め誰もが安心して希望どおり働き活躍できる社会を実現していくことは、経済社会の支え手を確保する観点からも重要であり、働き方に中立的な社会保障制度の構築を進めるとともに、働く人の立場に立った労働市場改革を進めてまいります。

こうした取組を通じ、全ての国民がその能力に応じて支え合い、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供される全世代型社会保障制度の構築、これを目指してまいります。

昨年の出生数が八十万人を割り込んだことを受け止めと、少子化への対応策についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、昨年の出生数は八十万人を割り込み、僅か五年間で二十万人近くも減少しました。我が国は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況、まさに危機的な状況に置

かれていますと受け止めており、子ども・子育て政策への対応は、待ったなしの、先送りの許されない課題であると認識をしております。

個々の政策の内容や規模はもちろんです、これまで関与が薄いと指摘されてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身の方も含めて、社会全体の意識の変革を含め、次元の異なる対策を講じていく中で、何としても少子化トレンドを反転させていきたいと考えております。

近く、目指す社会像や基本理念、基本的方向性等についてお話をしたいと考えています。その上で、こども政策担当大臣の下、三月末をめどに、子ども・子育て政策として充実する内容をパッケージとしてお示しいたします。

出産育児一時金の引上げの効果についてお尋ねがありました。

急速に少子化が進展する中、子ども・子育て政策は、最も有効な未来への投資であり、最優先の課題です。

出産については、平均的な標準費用を全て賄えるよう、これまで十三年間据え置かれていた出産育児一時金を、来月から、過去最大の引上げ幅となる二割増の五十万円に増額するとともに、費用の見える化を進めることとしております。

これにより、出産に係る経済的負担が大幅に軽減され、安心して妊娠、出産できる環境の整備につながるものと考えております。

出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みについてお尋ねがありました。

今回の制度改正では、出産育児一時金を大幅に引き上げるとともに、少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしております。

こうした改革は、少子化の流れを変え、全ての世代が支え合い、安心して生活することができるよう

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築につながるものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 佐藤英道議員の御質問にお答えいたします。

出産育児一時金の大幅な増額と併せて、出産費用の見える化の取組を進めることとしており、来年四月を目途に、医療機関等の特色や出産費用等について、新たに設けるホームページで医療機関等ごとに公表することとしております。

公表項目などの詳細については今後検討を進めますが、この取組により、妊婦の方々が各医療機関等における分娩費用やサービス内容等の情報を入手しやすくなることで、医療機関等を適切に選択できるようになると考えております。

また、出産費用の上昇や地域差の状況について、より詳細な費用分析を行うとともに、出産費用の見える化の効果検証にも取り組んでまいります。

出産時における国保の保険料負担の軽減についてお尋ねがありました。

急速に進展する少子化により、昨年の出生数が八十万人を割り込む中、子供を安心して産み育てることができ環境を整備していくことは重要な課題であります。

このため、本法案では、来年一月から、国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除するとともに、その免除相当額を公費で支援することとし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

高齢者の保険料負担の見直しについてお尋ねがありました。

今回の制度改正により、令和六年度から高齢者に新たな御負担をお願いするに当たっては、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤英道君の質疑

令和五年三月十六日 衆議院会議録第十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中健君の質疑

所得の方々の負担が生じないよう、負担能力に応じた負担とするとともに、出産育児一時金に対する後期高齢者からの支援対象額を二分の一とするなど、激変緩和措置を講じることとしています。

こうしたことにより、均等割保険料のみが賦課される約六割の低所得の方々には制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、さらに、その上の所得の約一二％の方々についても、令和六年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないようにしております。

こうした制度改正の趣旨や内容について、激変緩和措置を含め、丁寧な周知、広報に取り組んでいます。

かかりつけ医機能についてお尋ねがありましたが、本法案では、かかりつけ医機能を、医療機関の機能として、「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と規定をしております。

その上で、国民、患者がかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう情報提供を強化するとともに、医療機関に対してその機能の報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表し、これらを踏まえ、地域の関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的方策を検討、公表することとしております。

こうした制度整備を進めることにより、国民、患者がそのニーズに応じて適切に医療機関を選択できるようにするとともに、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能の確保が進むことで、国民、患者一人一人が受ける医療サービスの向上につなげていきたいと考えております。

以上です。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。

会派を代表して、ただいま上程されました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

出産育児一時金の五十万円への増額が示されました。しかし、出産費用は保険適用外の自由診療であるため、出産費用が一時金引上げ以上に増加し続ければ、その効果が相殺されてしまいます。

実際、二〇〇〇年代初め、出産育児金の額は三十万円でしたが、現在は四十二万円。比例するように出産費用も上がり、当時三十万円台だった平均出産費用は、公立病院で四十五万円となつています。また、地域差が大きく、鳥取県が平均三十五万七千円である一方、東京都は平均五十六万五千円です。

一回限りの出産育児一時金を引き上げても、このままでは出産費用が上がるだけになりかねません。また、全国で金額に差が生じている問題も抱えたままになっていきます。どう解消していくのか、総理に伺います。

将来は、妊産婦健診を含め、分娩費用等を保険適用とすべきと考えます。その上で、特別な個別付加価値メニュー以外を対象とした一時金を支給し、出産後のおむつ、ミルク等の現物支給を行い、産後サポートも併せて行うことで、子ども・子育て支援へとつなげていってほしいと思います。総理の考えを伺います。

少子高齢化、人口減少社会時代を迎え、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築することは、政治に求められた必須であり最大の課題です。

今回の法律案は、後期高齢者の医療保険料大幅引上げだと言う人がいる一方で、改革の最大の意

義は現役世代の負担減だとも言われます。程度の差はあれ、どちらも正しい意見ではないでしょうか。問題は、現役世代は自分がどれだけ高齢者に支援をしているのか、高齢者も現役世代から支援してもらっているのか、これが分かりにくいことではないでしょうか。今の前期高齢者納付金の制度はかなり複雑であり、そして、今回更に複雑怪奇なものになろうとしています。

現役世代がどれだけ負担するのか、高齢者がどれだけ自助するのかを全世代で考え議論する、国民的議論が必要だと思います。そのために、社会保障全体において、権利と義務の両方を伴う当事者である国民に開かれた政策決定過程に移行していく必要があるのではないかと考えますが、総理の見解を伺います。

また、自分の問題として考え議論してもらうためには、現状の給与明細に基本保険料と特定保険料を示すとともに、例えば、雇用保険のように別の徴収として独立させ、高齢者を支えるために各自がどれだけ負担をしているのか、分かりやすく見える化を行うことを提案します。現役世代の理解促進につながると思いますが、総理、いかがでしょうか。見解を伺います。

かかりつけ医機能の制度整備について伺います。

まずは、定義です。

法案には、「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」とあります。つまり、医療の提供を行う機能としか言っておらず、これでは何を定義しているのか分かりません。定義を法律に盛り込んで格上げすることですが、抽象的な表現にすぎず、具体的な責務規定はありません。現場は何か変わるのでしょうか。医療の提供以外の様々な機能の明確化、規定整備が必要だと思いが、総理の見解を伺います。

かかりつけ医機能が果たす役割も見えてきません。

厚生省は、かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業報告の中で、かかりつけ医機能に関する事例集を作り、かかりつけ医機能には多様な役割があることを分かりやすく説明をしています。しかし、法案では例示が極めて限定的なものになってしまっています。かかりつけ医の果たすべき役割を、これまでの研究調査を活用して、具体的例示を国民に示していくべきと考えます。今回、機能、役割を限定した理由、そして今後の方針について、総理に伺います。

また、新たにかかりつけ医機能報告制度が新設されます。

報告対象が慢性的疾患を有する高齢者その他継続的な医療を要する者と限定されていますが、かかりつけ医機能は健康な現役世代にとっても重要であります。コロナ禍の中で、熱患者がかかりつけ医と思っていた近隣の診療所や病院で受診を断られたり、ワクチン注射を受けられなかった事例が続出をしました。当初、新型コロナの自宅等療養者が相次いで亡くなってしまったのは、健康な人にかかりつけ医がいなかった、そして機能しなかったことが要因であり、大きな課題であったはずですが、かかりつけ医機能において、急性期の患者や健康な住民は対象外となるのでしょうか。報告対象を限定した理由を総理に伺います。

これまで、かかりつけ医に関して、財政審や健保連を中心に、第三者が医師の機能や質を担保する認定制や、患者が最初に受診する医師を決める登録制などの議論をして提案がなされてきました。これらの制度において、政府内ではこれまでのような議論がなされてきたのでしょうか。今回採用するに至らなかった理由と併せて伺います。

日本の医療は、いつでも、どこでも、それほど

重い負担なく医療サービスを受けられるという国民皆保険制度をつくってまいりました。また、軽い風邪やけがでも大病院で受診ができます。フリーアクセスが当たり前からあります。自分で自由にどこかの病院でも診療所でも行けるというフリーアクセスは、日本独特の仕組みであり、よい面がある一方、本来、高度治療に専念するはずの大病院が患者であふれてしまい、混雑を招いているという一面があるのも事実です。本来の医療サービスが必要な患者に行き届かないことにもなりかねない課題を指摘されてきました。

政府の全世代型社会保障構築会議の報告書では、今回の制度整備はあくまで第一歩と位置づけています。是非、フリーアクセス、認定制や登録制、あらゆる選択肢をタブーなく議論を続け、かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けて更なる取組を進めてほしいと考えますが、総理の決意を伺いまして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田中健議員の御質問にお答えいたします。

出産育児一時金等についてお尋ねがありました。妊婦の方々が安心して出産できる環境を整備することは重要です。そのため、来月から出産育児一時金を大幅に増額するとともに、出産費用の見える化を進め、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境を整備してまいります。

そして、出産費用の保険適用については、妊婦自身の自由な選択により様々なサービスが利用され、地域差も見られる実態等を踏まえると、全国一律の診療報酬で評価する医療保険制度との整合性をどう考えるかなどの課題があると考えており、出産費用の見える化を進めることが重要であると考えています。

他方で、妊娠から出産、子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を一体として実施する事業を創設するとともに、産後ケア事業の利料減免措置の導入などを行うこととしており、これらの取組を通じて、子ども・子育て支援へと適切につなげてまいります。

社会保障に関する国民的議論の必要性と現役世代の理解促進等についてお尋ねがありました。将来にわたって社会保障を持続させる観点から、負担能力に応じて、全ての世代で公平に皆が支え合う仕組みを強化すること、これが重要です。

本法案は、高齢者の保険料と現役の支援金の伸びを同一にする、被用者保険における負担能力に応じた格差を是正するといった点で、現役世代の保険料負担をより公平なものとするものです。また、提出に当たっては、全世代型社会保障構築会議や厚生労働省の審議会において、幅広い方々に委員として御参加いただき、国民に開かれた形で議論を取りまとめています。

高齢者医療制度の支え手である現役世代の理解促進は重要であると考えており、高齢者にどの程度の支援を行っているか理解を深める観点から、給与明細書にこうした支援に充てられる保険料額を示す取組が行われている例もあり、こうした取組が広がることは重要であると考えております。引き続き、現役世代の理解促進を図るため、必要な取組を進めてまいります。

かかりつけ医機能の制度整備についてお尋ねがありました。本法案では、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能を一般的なかかりつけ医機能とした上で、国民、患者が自ら適切に医療機関を選択できるような情報提供の充実を図るとともに、日常的な診療の総合的、継続的な実施、在宅医療の提供、

介護サービス等との連携など、今後、地域で確保していく必要がある具体的なかかりつけ医機能を定めて、医療機関に対して報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表し、これらを踏まえ、地域の関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的方策を検討、公表する仕組みを創設することとしております。

情報提供の充実については、例えば、休日、夜間の対応など、国民、患者の医療ニーズを踏まえた情報提供項目に見直すとともに、全国統一のシステムを導入することにより、医療機関の選択に資する分かりやすいものに見直してまいります。

また、新たに創設するかかりつけ医機能報告については、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加が見込まれることから、継続的な医療を要する者として慢性疾患を有する高齢者を例示していますが、具体的には、今後、有識者等の意見を聞いて、議論をしてまいります。

こうした制度整備を進めることにより、国民、患者が適切に医療機関を選択できるようになるとともに、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能の確保が進むことで、医療サービスの向上につながるものと考えております。

なお、認定制や登録制についても様々な議論が行われましたが、政府としては、全世代型社会保障構築会議の報告書において、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方の下で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮できるよう促すべきであるとされたことを踏まえて、今回の制度を法案化したものです。かかりつけ医機能が発揮される制度整備に向けた更なる取組についてお尋ねがありました。

今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中で、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療サービスを受ける必要に応じて受けられることができる体制を確保するためには、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めることが重要であり、本法案が成立すれば、着実に取組を進めてまいります。

御指摘の全世代型社会保障構築会議の報告書においては、国民一人一人のニーズを満たすかかりつけ医機能が実現するまでには、各医療機関、各地域の取組が必要であり、今回の制度整備はそれに向けた第一歩と捉えるべきであるとされております。

本法案の附則には検討規定が設けられており、これに基づき、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じてまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 日本共産党を代表して、健康保険法等改正案について質問いたします。(拍手)

本法案の第一の問題点は、七十五歳以上の高齢者の保険料負担割合を見直し、保険料を大きく引き上げようとしている点であります。

二〇三〇年時点での後期高齢者負担率は、現行制度では幾ら、法改正すれば幾らになると見込んでいますか。来年七十五歳を迎える方が九十歳までに支払う一人当たり保険料の合計は、法改正すれば現行制度に比べおおよそ何倍増えますか。今回、負担増となるのは、年収百五十三万円、月十二万七千五百円以上の方です。なぜ年収百五十三万円なのですか。物価高騰の中、政府は、年金を目減りさせております。総理は、月収十二万七千五百円の方の生活に余裕があるとお考えでしょうか。

か。昨年十月の後期高齢者医療の窓口負担二倍化が受診に及ぼしている影響をどう把握されているのでしょうか。

後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率は、制度発足から減っています。後期高齢者支援金に係る国庫負担額も含め、仮に制度発足時の国庫負担率に戻せば、幾ら国庫負担は増えますか。現役世代の保険料負担の上昇を抑制する、そのためというのであれば、国庫負担こそ増やすべきであります。

本法案の第二の問題点は、都道府県の保険料の水準の平準化の名の下に、自治体が独自に行っている保険料軽減をやめさせようとしていることでもあります。

既に二〇一八年度から国保の都道府県化が進められ、自治体の法定外繰入れをやめる圧力がかけられております。全国の自治体の一般会計から国保会計への法定外繰入れの総額は、二〇一七年度と比べ、一体、幾ら減っていますか。

同じ医療を受けるのに、国保が他の保険者よりも突出して保険料が高いところも問題であります。政府がやるべきは、公費投入を増やして、せめて協会けんぽ並みの保険料に引き下げることなのではありませんか。とりわけ、人頭税と同じ均等割は廃止すべきです。子育て支援、少子化対策としても、十八歳までの均等割は直ちに廃止すべきです。

加えて、国民健康保険には傷病手当制度がありません。コロナ禍では、私たちが求め、非正規労働者など向けのコロナ特例の傷病手当制度ができましたが、これも廃止されようとしています。働き方の違いによる差別はなくすべきです。国の責任で傷病手当制度を設けるべきではありませんか。

本法案の第三の問題点は、出産一時金の引上げとセットで、出産一時金の費用を新たに後期高齢

者医療制度に求めている点です。

負担を求める先が違うのではありませんか。総理は子育て予算の倍増を掲げていますが、これからも、少ない年金の高齢者に負担増を求めているのでしょうか。若い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みにはなりません。所得一億円の壁をなくすなど、大企業、富裕層優遇を正すことで財源を確保すべきなのではありませんか。何よりも、大軍拡予算をやめれば、大きな財源が出てくるのではありませんか。

第四に、医療費適正化の名で、個々の患者にとって必要な医療が抑制される危険です。

医療費が医療費見込みを著しく上回る場合には、その要因の解消に向けて、医療機関などと協力して対策を取る努力義務が都道府県に課されます。医療資源の効果的、効率的活用に関わって、医療資源の投入量に差がある医療として、白内障手術や化学療法の外來での実施、リフィル処方箋が例示されております。手術、抗がん剤などの提供形態の違いには、医療資源の偏在や患者の状況、生活、社会的背景もあり、医療資源の均てんこそ優先すべきではありませんか。また、薬の処方期間は医師の判断によるものであり、国が長期処方を目標準に設定して推奨するようなことは、見落としや状態悪化始め、医療安全上も無責任なではありませんか。

さらに、本法案は、かかりつけ機能が発揮される制度整備が法律に明記をされます。

卒前卒後の医学教育に、かかりつけ機能を発揮する医師を養成する視点が求められます。一人の医師が地域の患者ニーズを全て満たせるような診療を行うことやかかりつけ機能を担うことは困難であり、グループ診療、病診連携など、地域の中での連携が重要です。絶対的な医師不足の解消が必要です。同時に、フリーアクセスへの更なる制限がかかるような制度にしては決してならな

い、このことを指摘しておきたいと思えます。医療制度に関わり、二点お伺いしたいと思います。

子育て支援にとつて重要なのが子供の医療費無料化であります。十八歳まで医療費の無料化を進める自治体が今広がっております。国の制度として、十八歳までの子供の医療費の無料化を進めるべきではありませんか。総理の決断を促したいと思えます。

最後に、健康保険証の廃止についてであります。マイナンバーカードの取得は任意です。任意であるにもかかわらず、誰もが医療にかかるために必要な健康保険証を廃止してマイナンバーに一本化することは、全く筋が通らないのではありませんか。マイナンバーを使わない人に発行する資格確認書は、窓口負担を高くし、毎年、申込みの手続を必要とするといえます。取得が任意であるマイナンバーを使わない者に対するペナルティーを課することは許されないではありませんか。健康保険証廃止の撤回を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 宮本徹議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の保険料負担の見直し等についてお尋ねがありました。

本法案は、高齢者負担率について、後期高齢者人口の変化を反映する仕組みとすることで、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直すものであり、二〇三〇年度時点での負担率は、現行制度で一三・三四％、見直し案では一四・〇六％となる見込みです。

二〇四〇年頃までの一人当たりの保険料額は、様々な要因によって影響を受けるため、正確に示しすることは困難ですが、二〇三〇年以降にお

いては、後期高齢者人口も減少局面に入ることから、負担率の伸びは緩やかになり、二〇四〇年頃には、現行制度と今回の改正案とはおおむね同じ負担率となる見込みです。

今回の見直しでは、負担能力に応じた負担とすることで、現行制度において均等割保険料のみが賦課される年収百五十三万円以下、約六割の低所得の方々には、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにすることとしております。また、昨年十月からの窓口負担割合の見直しは後期高齢者の受診に与える影響については、国会の附帯決議に基づき、適切に把握できるよう取り組んでまいります。

そして、後期高齢者医療に対する国庫負担については、仮に制度が創設された平成二十年度の国庫負担割合を令和二年度の後期高齢者医療費に乘じた場合、約六兆円となり、同年度の国庫負担の総額約五・五兆円との差は約五千億円となりますが、制度創設当時から現在まで、給付費に対しては三分の一の国庫負担を維持しています。引き続き、国として、安定的な保険財政の運営に向け、必要な財源を確保してまいります。

国民健康保険の法定外繰入れや均等割保険料等についてお尋ねがありました。

国民健康保険の法定外繰入れの総額は、二〇一七年度は千七百五十二億円、二〇二〇年度は七百六十七億円であり、九百八十五億円減少しておりますが、平成三十年度の国保制度改革により、他の制度より手厚い公費による財政支援を更に拡充し、毎年約三千四百億円の追加公費を投入しています。

国民健康保険の均等割保険料については、世帯の人数に応じた応分の御負担をいただくことが基本ですが、所得の低い世帯には一定の負担軽減を行うとともに、今年度から、未就学児の均等割保険料を一律半額に軽減しています。

また、傷病手当金については、国民健康保険には様々な就業形態の方が加入しているため、保険者による任意給付としており、これを全国一律の制度とすることについては、被保険者間の公平性や財源の確保など、課題が多いと考えております。

出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援等についてお尋ねがありました。

現在は、出産育児一時金の費用は現役世代自身の保険料を基本として賄われていますが、後期高齢者医療制度の創設前は、高齢者世代も出産育児一時金を含め子供の医療費について負担していたことを踏まえ、今回の改革では、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金について後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしており、その際には、負担能力に応じた負担とすることで、低所得の高齢者の方々の負担増が生じないようにしております。

また、子ども・子育て政策の充実について、財源を考えていくに当たっても、まずは政策をしっかり整理することが必要であると考えており、財源については、充実する政策の内容に応じた、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくのかを考えてまいります。

なお、大企業、富裕層優遇税制の是正についての御指摘ですが、税制については、所得税の最高税率の引上げなど、経済社会の変化を踏まえた累次の改正を行っており、また、今般の税制改正でも、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化、こうしたことを行うこととしております。

防衛力の抜本的強化は国民の命を守り抜くために待ったなしの課題であり、子供政策とどちらか一方という二者選択の問題ではなく、共に実現していくことが政府の責任だと考えており、防衛力強化のための財源は、年末に決定した方針に従っ

て対応してまいります。

医療費の適正化についてお尋ねがありました。地域における医療資源については、必要な医療が提供されるよう、都道府県において、医療計画に基づく医療提供体制の整備が行われており、こうした医療資源が効果的、効率的に活用されるよう取り組んでまいります。

また、薬の処方期間が個々の患者の状態に応じた医師の判断により決められるものであり、そうした医療サービスの特性に留意しつつ、地域ごとに、都道府県、医療関係者、保険者などが地域差などの実態を把握した上で協議を行い、適正化に向けた実効性のある取組を推進してまいります。かかりつけ医機能が発揮される制度整備についてお尋ねがありました。

政府としては、国民、患者目線に立つて、必要ときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方の下で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮するよう促すことが重要であると考えております。

このため、医学教育については、医学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて、医師として求められる基本的な資質、能力として、新たに「総合的に患者・生活者をみる姿勢」、これを追加しています。

また、本法案では、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について地域の関係者で協議することとしており、協議の結果に基づき、例えば、医療従事者に対する研修の実施、医療機関同士の連携の強化等の取組を進めるとともに、医師確保計画に基づく医師確保の取組を推進することにより、地域ごとに必要な医療を必要ときに受けられる体制を確保してまいります。

子供の医療費についてお尋ねがありました。子供の医療費については、国として、医療保険

制度において、就学前の子供の医療費の自己負担を三割から二割に軽減しています。さらに、子供の医療費の支援は自治体独自の子供の医療費助成制度として広く行われており、これを全て国の制度として実施することは、対象年齢や自己負担の有無等で様々な違いがあるほか、自己負担の軽減による受診行動の変化も考えられ、厳しい医療保険財政等を勘案すると、課題が多いと考えております。

一方で、子ども・子育て政策は、最も有効な未来への投資です。これを着実に実行していくため、こども政策担当大臣の下、三月末をめどに、子ども・子育て政策として充実する内容をパッケージとして具体化し、その上で、骨太方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示いたします。

健康保険証の廃止についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードを保険証として利用することにより、よりよい医療を受けていただくことが可能になる、医療制度全体の効率化につながる、こうした、患者、医療機関、薬局、保険者にとつて、様々なメリットがあります。こうしたメリットを早期に実現するため、令和六年秋に健康保険証の廃止を目指すこととしております。

国民の皆様には、マイナンバーカードと保険証を一体化するメリットを御理解いただけるよう、丁寧の説明する努力を重ねてまいります。(拍手)

○副議長海江田万里君 これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田	文雄君
外務大臣	林	芳正君
厚生労働大臣	加藤	勝信君
農林水産大臣	野村	哲郎君
出席内閣官房副長官及び副大臣		
内閣官房副長官	木原	誠二君
厚生労働副大臣	伊佐	進一君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十一条第七項の規定に基づく障害者基本計画の報告

(応召議員)

一、昨十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

南関東

(理事補欠選任)

一、昨十五日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 越智 隆雄君(理事青山周平君昨十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	
辞任	補欠
小森 卓郎君	松本 尚君
坂井 学君	穂坂 泰君
古川 直季君	中西 健治君
湯原 俊二君	伊藤 俊輔君
中司 宏君	遠藤 良太君
西岡 秀子君	田中 健君
穂坂 泰君	田中 良生君

坂本	哲志君	上野賢一郎君
宮路	拓馬君	鈴木 隼人君
上野賢一郎君		田野瀨太道君
鈴木 隼人君		宮路 拓馬君

池田 佳隆君	塩崎 彰久君
大野敬太郎君	津島 淳君
鈴木 英敬君	東 国幹君
松本 尚君	小森 卓郎君

宮路	拓馬君	中曾根康隆君
金子	惠美君	神谷裕君
稲津	久君	山崎正恭君
北神圭朗君		仁木博文君

橘・慶一郎君	上田 英俊君
中曾根康隆君	宮路 拓馬君
神谷 裕君	金子 恵美君
山崎 正恭君	稲串 入啓

補欠
 塩崎 彰久君
 堀内 詔子君
 石井 拓君
 上川 陽子君

金子 恵美君	階 猛君
池田 佳隆君	本田 太郎君
本田 太郎君	根本 幸典君
土田 慎君	伊藤信太郎君
根本 幸典君	小泉進次郎君
階 猛君	金子 恵美君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成
に関する特別委員

辞任	補欠
大野敬太郎君	熊田 裕通君
宮路 拓馬君	勝目 康君
渡辺 孝一君	岩田 和親君
岩田 和親君	國場幸之助君
勝目 康君	宗清 皇一君
熊田 裕通君	大野敬太郎君
國場幸之助君	渡辺 孝一君
宗清 皇一君	宮路 拓馬君

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物の記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

(議案受領)

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

律案

大野敬太郎君	熊田	裕通君
宮路	勝目	康君
拓馬君	岩田	和親君
渡辺	孝一君	

勝目	康君	宗清	皇一君
熊田	裕通君	大野敬太郎君	

四日、内閣から提出した議案は次のと
る。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

性的な姿態を描寫する行為等の処置及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案
(議案受領)

れた次の議案を受領した。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

国土交通委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

以上二件 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

関税法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

漬物の製造販売の規制に関する質問主意書(大西健介君提出)

日本の農業の振興と農村地域の活性化に関する質問主意書(小熊慎司君提出)

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出高麗航空に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ロシア支援国へのODAに関する質問に対する答弁書

令和五年三月三日提出
質問 第一一二号

高麗航空に対する制裁措置に関する質問主意書

提出者 松原 仁

高麗航空に対する制裁措置に関する質問主意書

北朝鮮国営の高麗航空について、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号に基づいて設置された専門家パネルは、過去に公表した複数の報告書において、スカッド・ミサイルの部品の密輸に關与したことや、朝鮮人民軍と極めて密接な関係にあることを記している。アメリカ合衆国(米国)は、林方正外務大臣が昨年十一月十一日の衆議院外務委員会に答弁したとおり、高麗航空を制裁対象に指定している。また、米国は昨年十一月八日、高麗航空丹東事務所代表のリ・ソクが電子部品の密輸に關与したとして、同人を制裁対象に指定した。大韓民国は本年二月二十日、同様の理由で同人を制裁対象に指定した。

北朝鮮は本年二月十八日、国際連合安全保障理事会決議に違反して弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内にこれを落下させた。政府が、現時点で追加の制裁措置を発表していないことに、多くの国民が憤っている。高麗航空に対して、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に基づく資産凍結等の措置を講じるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一一第一二二号

令和五年三月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松原仁君提出高麗航空に対する制裁措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出高麗航空に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

令和五年三月三日提出
質問 第一一三号

朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問主意書

提出者 松原 仁

朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問主意書

我が国は、平成二十八年に、北朝鮮による核実験等への独自の措置として、在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止措置を、対象者を従来よりも拡大して実施した。しかしながら、本職が知るところによれば、対象者は在日の北朝鮮最高人民會議代議員等の在日本朝鮮人總聯合會(朝鮮総連)最高幹部に限られる。

朝鮮総連は、自ら裁判で「日本と国交を有する諸外国における大使館にも比すべき活動」を行っている」と陳述したとおり、事実上北朝鮮の在外公館である。「高麗ジャーナル」は、平成三十一年三月二十八日に、北朝鮮の宋日昊朝日国交正常化交渉担当大使が「日本にある総聯とは即ち我が共和国であり、日本の一番身近な共和国とは即ち総聯である」と発言し、朝鮮総連は北朝鮮そのものである」と明確にしたことを報じた。

拉致問題で何ら進展が見られないことや、北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行動を考えたとき、朝鮮総連の中央委員会委員三百六十五人及び専従職員の全員が、再入国原則禁止措置の対象者であるべきと考える。

政府が、再入国原則禁止措置の対象者を極めて限定しているのは、如何なる理由からか。再入国原則禁止措置の対象者を朝鮮総連の中央委員会委員三百六十五人及び専従職員の全員に拡大すべく検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二一一第一三三号

令和五年三月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書

令和五年三月三日提出
質問 第一四四号

ロシア支援国へのODAに関する質問主意書

提出者 松原 仁

ロシア支援国へのODAに関する質問主意書

国際連合総会緊急特別会合において本年二月二十三日、ウクライナからのロシア軍の即時撤退等

令和五年三月十六日 衆議院会議録第十一号

を求める決議案が、百四十一票の賛成多数で採択された。

外務省資料によれば、反対票を投じた国のうち、ニカラガ共和国、マリ共和国、エリトリア国及びベラルーシ共和国に対して、累計で二千四百億円以上の政府開発援助(ODA)が実施されてきた。

当該決議への反対は、ロシア連邦に誤ったメッセージを送り戦争犯罪を助長するものであり、強い非難に値する。本年二月二十四日に、我が国が議長国として発出したG7首脳声明は、ロシア連邦を物質的に支援する第三国に対して「深刻なコストに直面する」と警告したが、同様に、ロシア連邦による戦争犯罪を助長する国も、深刻な結果に直面すべきである。

財政制度等審議会は、令和四年十一月二十九日付の「令和五年度予算の編成等に関する建議」において、「ロシアのウクライナ侵略により国際秩序が動揺する中で、国際社会の変化に適応し、ODAの分野や地域の重点化を含めた戦略的・効率的活用を図りながら、引き続き国際社会の平和と安定に重要な役割を果たし、国としてのプレゼンスの向上につなげていく必要がある。例えば、ロシアのウクライナ侵略に対する国際的非難に否定的な国への支援を継続している現状が、外交上最善なのかどうかを議論することも考えられる。」と建議した。

そこで、当該決議に反対票を投じた国へのODAについては、日本の立場を明確に伝えた上で相手国の反応を見極め、停止や減額を含めて検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

議長報告
び同報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及

内閣衆質二二一第一四号
令和五年三月十四日

衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員松原仁君提出ロシア支援国へのODAに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員松原仁君提出ロシア支援国へのODAに関する質問に対する答弁書
お尋ねについては、「開発協力大綱」(平成二十七年二月十日閣議決定)の「実施上の原則」において、開発協力の適正性確保のための各原則を「常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する」とあるとおり、政府としては、諸般の状況を総合的に判断の上、政府開発援助を実施することを基本的考え方としている。各国に対する政府開発援助の具体的な実施に当たっては、この考え方に基つき、個別具体的に判断することとなる。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和五年二月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。
ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第十五条の二第二項第一号イ中「この条」の下に「及び次条第三項」を加え、同条第五項中「四万三千円」を「五万千円」に改める。

第十五条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
第十五条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰国出張のための帰国を除く。又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間(外務省令で定める期間に限る。)の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

別表第一のうち一 大使館の表欧州の項中「在ウクライナ日本国大使館」

「ウクライナ」 「キエフ」 「を」 「在ウクライナ日本国大使館」

「ウクライナ」 「キーウ」 「に」 「在カザフスタン日本国大使館」

「カザフスタン」 「ヌルスルタン」 「を」 「在カザフスタン日本国大使館」

「カザフスタン」 「アスタナ」 「に」 「在モルドバ日本国大使館」

「モルドバ」 「キシニョフ」 「を」 「在モルドバ日本国大使館」

「モルドバ」 「キシナウ」 「に」 「改める。」

別表第一のうち三 政府代表部の表欧州の項中「在ウィーン国際機関日本政府代表部」

「オーストリア」 「ウィーン」 「を」 「在ローマ国際機関日本政府代表部」

「イタリア」 「ローマ」 「に」 「改める。」

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別												
		大 使 公 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号												
アジア	インド	770,000	700,000	664,000	641,800	608,600	553,200	497,800	442,400	398,100	375,900	353,800	331,600	
	インドネシア	690,000	580,000	545,000	524,000	492,500	440,000	387,500	335,000	293,000	272,000	251,000	230,000	
	カンボジア	730,000	700,000	658,000	633,700	597,200	536,400	475,600	414,800	366,200	341,800	317,500	293,200	
	シンガポール	850,000	760,000	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800	283,500	
	スリランカ	600,000	580,000	548,800	528,900	499,000	449,100	399,200	349,400	309,500	289,500	269,600	249,700	
	タイ	750,000	640,000	593,400	569,600	534,000	474,700	415,400	356,000	308,600	284,800	261,100	237,400	
	大韓民国	810,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500	
	中華人民共和国	1,010,000	810,000	751,800	722,500	678,600	605,400	532,200	459,100	400,500	371,200	342,000	312,700	
	ネパール	710,000	690,000	658,100	637,800	607,300	556,500	505,700	454,900	414,200	393,900	373,600	353,300	
	バキスタン	750,000	700,000	665,300	646,700	618,800	572,300	525,800	479,300	442,100	423,500	404,900	386,300	
	バンラデシュ	810,000	780,000	743,900	720,900	686,500	629,100	571,700	514,300	468,400	445,500	422,500	399,600	
	東ティモール	800,000	780,000	738,600	715,100	679,800	620,900	562,000	503,200	456,100	432,500	409,000	385,500	
	フィリピン	690,000	580,000	545,500	524,500	493,000	440,400	387,900	335,300	293,300	272,200	251,200	230,200	
	ブータン	730,000	700,000	664,000	641,800	608,600	553,200	497,800	442,400	398,100	375,900	353,800	331,600	
	ブルネイ	660,000	640,000	595,300	571,400	535,700	476,200	416,700	357,200	309,500	285,700	261,900	238,100	
	ベトナム	640,000	580,000	541,800	520,900	489,600	437,400	385,200	333,100	291,300	270,400	249,600	228,700	
	ミャンマー	640,000	580,000	541,100	519,500	487,000	432,900	378,800	324,700	281,400	259,700	238,100	216,500	
大洋州	モルディブ	710,000	690,000	647,600	625,300	591,900	536,100	480,300	424,600	380,000	357,700	335,400	313,100	
	モンゴル	750,000	730,000	683,500	659,800	624,200	564,800	505,500	446,100	398,600	374,900	351,100	327,400	
	ラオス	710,000	680,000	647,000	625,500	593,300	539,600	485,900	432,200	389,200	367,800	346,300	324,800	
		660,000	640,000	604,500	582,700	550,100	495,600	441,200	386,700	343,100	321,400	299,600	277,800	
	オーストラリア	690,000	620,000	577,500	554,400	519,800	462,000	404,300	346,500	300,300	277,200	254,100	231,000	
キリバス	830,000	810,000	762,100	737,600	700,900	639,700	578,500	517,300	468,300	443,800	419,300	394,900		
クック	680,000	650,000	608,600	584,300	547,800	486,900	426,000	365,200	316,500	292,100	267,800	243,500		
サモア	750,000	730,000	682,400	657,100	619,100	555,900	492,700	429,400	378,800	353,500	328,200	303,000		
ソロモン	830,000	800,000	758,000	733,700	697,200	636,400	575,600	514,800	466,200	441,800	417,500	393,200		
ツバル	650,000	630,000	586,800	564,100	530,100	473,400	416,700	360,100	314,700	292,000	269,400	246,700		
トンガ	770,000	740,000	698,600	674,300	637,800	576,900	516,000	455,200	406,500	382,100	357,800	333,500		
ナウル	650,000	630,000	586,800	564,100	530,100	473,400	416,700	360,100	314,700	292,000	269,400	246,700		

北米	ニウエ	680,000	650,000	608,600	584,300	547,800	486,900	426,000	365,200	316,500	292,100	267,800	243,500
	ニューゼーランド	680,000	650,000	608,600	584,300	547,800	486,900	426,000	365,200	316,500	292,100	267,800	243,500
	パヌアツ	740,000	710,000	663,400	637,600	599,000	534,700	470,400	406,000	354,600	328,800	303,100	277,400
	パプアニューギニア	870,000	840,000	798,100	772,200	733,300	668,500	603,700	538,900	487,000	461,100	435,200	409,300
	ブラオ	790,000	770,000	714,600	686,800	645,200	575,700	506,200	436,800	381,200	353,400	325,600	297,900
	フイジー	650,000	630,000	586,800	564,100	530,100	473,400	416,700	360,100	314,700	292,000	269,400	246,700
	マーシャル	880,000	850,000	799,900	771,500	728,900	657,900	586,900	515,900	459,100	430,700	402,300	374,000
北米	ミクロネシア	800,000	770,000	722,500	695,600	655,300	588,000	520,800	453,500	399,700	372,800	345,900	319,000
	アメリカ合衆国	1,100,000	830,000	770,000	739,200	693,000	616,000	539,000	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000
中南米	カナダ	760,000	680,000	635,400	610,000	571,800	508,300	444,800	381,200	330,400	305,000	279,600	254,200
	アルゼンチン	700,000	680,000	630,600	605,400	567,600	504,500	441,400	378,400	327,900	302,700	277,500	252,300
	アンティグア・バーブーダ	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	ウルグアイ	780,000	750,000	696,800	668,900	627,100	557,400	487,700	418,100	362,300	334,400	306,600	278,700
	エクアドル	770,000	740,000	697,800	671,800	633,000	568,200	503,400	438,700	386,800	360,900	335,000	309,100
	エルサルバドル	760,000	730,000	689,000	665,000	629,100	569,200	509,300	449,400	401,500	377,500	353,600	329,600
	ガイアナ	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	キューバ	820,000	790,000	750,300	726,200	690,200	630,200	570,200	510,200	462,100	438,100	414,100	390,100
	グアテマラ	850,000	820,000	772,300	745,000	704,000	635,800	567,600	499,400	444,800	417,500	390,200	362,900
	グレナダ	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	コスタリカ	710,000	680,000	637,400	612,700	575,600	513,900	452,200	390,400	341,000	316,300	291,600	267,000
	コロンビア	700,000	680,000	639,900	617,900	584,900	529,900	474,900	419,900	375,900	353,900	331,900	310,000
	ジャマイカ	720,000	700,000	654,500	630,300	594,100	533,600	473,200	412,700	364,300	340,200	316,000	291,800
	スリナム	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	セントクリストファー・ネイビス	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	セントビンセント	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	セントルシア	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	チリ	690,000	670,000	624,300	599,300	561,800	499,400	437,000	374,600	324,600	299,600	274,700	249,700
	ドミニカ	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	ドミニカ共和国	770,000	750,000	706,000	681,400	644,400	582,800	521,200	459,600	410,300	385,700	361,000	336,400
	トリニダード・トバゴ	730,000	700,000	659,900	635,500	598,900	537,900	476,900	415,900	367,100	342,700	318,300	294,000
	ニカラグア	760,000	730,000	695,400	673,600	640,800	586,300	531,800	477,200	433,600	411,800	390,000	368,200
	ハイチ	970,000	940,000	895,600	869,000	829,100	762,500	695,900	629,400	576,100	549,500	522,900	496,300

欧州	バチカ	670,000	650,000	603,400	580,000	545,000	486,700	428,400	370,000	323,400	300,000	276,700	253,400
	バハマ	720,000	700,000	654,500	630,300	594,100	533,600	473,200	412,700	364,300	340,200	316,000	291,800
	パラグアイ	660,000	640,000	603,000	580,900	547,700	492,400	437,100	381,800	337,600	315,400	293,300	271,200
	バルバドス	910,000	880,000	823,400	792,400	746,000	668,700	591,400	514,000	452,200	421,200	390,300	359,400
	ブラジル	680,000	660,000	617,000	593,100	557,300	497,600	437,900	378,200	330,400	306,600	282,700	258,800
	ペネズエラ	1,100,000	1,070,000	1,007,400	973,200	922,000	836,700	751,400	666,100	597,800	563,700	529,500	495,400
	ペリース	730,000	700,000	660,600	636,200	599,600	538,500	477,400	416,400	367,500	343,100	318,700	294,300
	ペルー	730,000	700,000	660,400	636,000	599,300	538,300	477,300	416,200	367,400	343,000	318,600	294,200
	ボリビア	790,000	770,000	731,600	709,200	675,500	619,300	563,100	507,000	462,000	439,600	417,100	394,700
	ホンジュラス	790,000	760,000	721,900	699,000	664,700	607,500	550,300	493,100	447,400	424,500	401,600	378,800
	メキシコ	740,000	710,000	667,600	641,700	602,900	538,100	473,300	408,600	356,800	330,900	305,000	279,100
	アイスランド	760,000	730,000	683,900	656,500	615,500	547,100	478,700	410,300	355,600	328,300	300,900	273,600
	アイルランド	680,000	650,000	608,900	584,500	548,000	487,100	426,200	365,300	316,600	292,300	267,900	243,600
	アゼルバイジャン	620,000	600,000	557,300	535,800	503,500	449,800	396,100	342,400	299,400	277,900	256,400	234,900
	アルバニア	670,000	640,000	604,500	582,300	549,100	493,600	438,200	382,700	338,300	316,200	294,000	271,800
	アルメニア	680,000	650,000	614,300	591,700	557,800	501,400	445,000	388,600	343,400	320,800	298,300	275,700
	アンボラ	680,000	660,000	615,400	590,800	553,800	492,300	430,800	369,200	320,000	295,400	270,800	246,200
	イタリヤ	730,000	660,000	613,600	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
	ウクライナ	860,000	830,000	793,400	770,800	737,000	680,700	624,400	568,000	523,000	500,400	477,900	455,400
	ウズベキスタン	620,000	600,000	563,800	543,200	512,400	461,000	409,600	358,300	317,200	296,600	276,100	255,500
英国	エストニア	900,000	760,000	706,000	677,800	635,400	564,800	494,200	423,600	367,100	338,900	310,600	282,400
	オーストリア	620,000	600,000	559,300	536,900	503,300	447,400	391,500	335,600	290,800	268,400	246,100	223,700
	オーストリア	810,000	730,000	677,800	650,600	610,000	542,200	474,400	406,700	352,400	325,300	298,200	271,100
	オランダ	720,000	690,000	647,900	622,000	583,100	518,300	453,500	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	カザフスタン	680,000	660,000	622,600	601,300	569,400	516,100	462,800	409,600	367,000	345,700	324,400	303,100
	北マケドニア	550,000	530,000	495,300	476,700	448,800	402,400	356,000	309,600	272,400	253,800	235,300	216,700
	キプロス	620,000	600,000	559,000	536,600	503,100	447,200	391,300	335,400	290,700	268,300	246,000	223,600
	ギリシャ	600,000	580,000	542,800	521,000	488,500	434,200	379,900	325,700	282,200	260,500	238,800	217,100
	キルギス	630,000	610,000	578,900	559,500	530,400	481,900	433,400	384,900	346,100	326,700	307,300	287,900
	クロアチア	620,000	590,000	554,600	532,400	499,200	443,700	388,200	332,800	288,400	266,200	244,000	221,900
アジア	コソボ	590,000	570,000	535,600	516,500	487,900	440,200	392,500	344,800	306,600	287,500	268,400	249,400
	サントマリノ	680,000	660,000	613,600	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
	ジョージア	630,000	610,000	574,900	553,900	522,400	469,900	417,400	364,900	322,900	301,900	280,900	260,000

スイス	990,000	960,000	892,100	856,400	802,900	713,700	624,500	535,300	463,900	428,200	392,500	356,900
スウェーデン	710,000	690,000	639,300	613,700	575,300	511,400	447,500	383,600	332,400	306,800	281,300	255,700
スペイン	660,000	640,000	596,100	572,300	536,500	476,900	417,300	357,700	310,000	286,100	262,300	238,500
スロバキア	660,000	630,000	592,400	568,700	533,100	473,900	414,700	355,400	308,000	284,300	260,600	237,000
スロベニア	610,000	590,000	552,000	529,900	496,800	441,600	386,400	331,200	287,000	265,000	242,900	220,800
セルビア	650,000	620,000	584,400	561,800	527,900	471,500	415,100	358,600	313,500	290,900	268,300	245,800
タジキスタン	730,000	710,000	680,500	661,000	631,900	583,400	534,900	486,400	447,500	428,100	408,700	389,300
チェコ	740,000	710,000	661,900	635,400	595,700	529,500	463,300	397,100	344,200	317,700	291,200	264,800
デンマーク	810,000	780,000	728,500	699,400	655,700	582,800	510,000	437,100	378,800	349,700	320,500	291,400
ドイツ	800,000	670,000	625,800	600,700	563,200	500,600	438,000	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
トルクメニスタン	1,130,000	1,100,000	1,033,300	998,700	946,900	860,600	774,300	688,000	618,900	584,400	549,800	515,300
ノルウェー	790,000	770,000	713,600	685,100	642,300	570,900	499,500	428,200	371,100	342,500	314,000	285,500
バチカン	680,000	660,000	613,600	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
ハンガリー	580,000	560,000	523,400	502,400	471,000	418,700	366,400	314,000	272,200	251,200	230,300	209,400
フィンランド	760,000	730,000	682,100	654,800	613,900	545,700	477,500	409,300	354,700	327,400	300,100	272,900
フランス	780,000	660,000	615,400	590,800	553,800	492,300	430,800	369,200	320,000	295,400	270,800	246,200
アルgeria	610,000	590,000	552,600	530,500	497,400	442,100	386,800	331,600	287,400	265,300	243,200	221,100
ベラルーシ	700,000	680,000	637,500	615,600	582,800	528,000	473,300	418,500	374,700	352,800	330,900	309,000
ベルギー	700,000	680,000	632,000	606,700	568,800	505,600	442,400	379,200	328,600	303,400	278,100	252,800
ポーランド	580,000	560,000	526,300	505,200	473,600	421,000	368,400	315,800	273,700	252,600	231,600	210,500
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	540,000	507,800	488,500	459,600	411,400	363,200	315,000	276,400	257,200	237,900	218,600
ボリトガル	630,000	600,000	563,400	540,800	507,000	450,700	394,400	338,000	293,000	270,400	247,900	225,400
マルタ	680,000	660,000	613,600	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
モナコ	680,000	660,000	615,400	590,800	553,800	492,300	430,800	369,200	320,000	295,400	270,800	246,200
モルドバ	690,000	670,000	625,100	602,100	567,600	510,100	452,600	395,100	349,100	326,100	303,100	280,100
モンテネグロ	650,000	620,000	584,400	561,800	527,900	471,500	415,100	358,600	313,500	290,900	268,300	245,800
ラトビア	690,000	660,000	617,300	592,600	555,500	493,800	432,100	370,400	321,000	296,300	271,600	246,900
リトアニア	660,000	640,000	593,600	569,900	534,300	474,900	415,500	356,200	308,700	284,900	261,200	237,500
リヒテンシュタイン	990,000	960,000	892,100	856,400	802,900	713,700	624,500	535,300	463,900	428,200	392,500	356,900
ルーマニア	620,000	600,000	556,500	534,200	500,900	445,200	389,600	333,900	289,400	267,100	244,900	222,600
ルクセンブルク	700,000	670,000	626,100	601,100	563,500	500,900	438,300	375,700	325,600	300,500	275,500	250,500
ロシア	1,050,000	840,000	786,600	757,200	713,000	639,300	565,600	492,000	433,000	403,600	374,100	344,700

中東	アンガニスタン	850,000	830,000	793,800	772,000	739,400	685,000	630,600	576,300	532,800	511,000	489,300	467,500
	アラブ首長国連邦	790,000	760,000	706,800	678,500	636,100	565,400	494,700	424,100	367,500	339,200	311,000	282,700
	イエメン	1,070,000	1,040,000	980,100	950,100	905,100	830,100	755,100	680,100	620,100	590,100	560,100	530,100
	イスラエル	970,000	870,000	815,800	783,900	736,200	666,600	577,000	497,500	433,800	402,000	370,100	338,300
	イラク	830,000	810,000	775,900	754,800	723,300	670,700	618,100	565,500	523,500	502,400	481,400	460,400
	イラン	760,000	730,000	697,500	676,400	644,800	592,000	539,300	486,500	444,300	423,200	402,100	381,000
	オマーン	740,000	710,000	665,000	639,200	600,500	536,000	471,500	407,000	355,400	329,600	303,800	278,000
	カタール	740,000	720,000	670,600	644,600	605,600	540,500	475,400	410,400	358,300	332,300	306,300	280,300
	クウェート	760,000	730,000	684,800	659,400	621,300	557,800	494,300	430,900	380,100	354,700	329,300	303,900
	サウジアラビア	930,000	900,000	848,000	820,100	778,200	708,400	638,600	568,800	513,000	485,000	457,100	429,200
	シリア	790,000	770,000	723,800	698,400	660,400	597,000	533,600	470,300	419,600	394,200	368,900	343,500
	トルコ	630,000	610,000	573,300	551,500	518,900	464,600	410,300	356,000	312,500	290,800	269,000	247,300
	バーレーン	720,000	690,000	647,300	622,200	584,500	521,800	459,100	396,400	346,200	321,100	296,000	270,900
	ヨルダン	700,000	680,000	637,100	613,600	578,400	519,700	461,000	402,300	355,300	331,800	308,300	284,900
	レバノン	940,000	910,000	853,100	822,600	776,800	700,500	624,200	547,900	486,800	456,300	425,800	395,300
	アフジエリア	750,000	720,000	660,000	656,400	621,000	562,000	503,000	444,000	396,800	373,200	349,600	326,000
アフリカ	アンゴラ	990,000	960,000	904,800	876,200	833,300	761,800	690,300	618,900	561,700	533,100	504,500	475,900
	ウガンダ	780,000	760,000	719,500	696,700	662,600	605,600	548,700	491,700	446,100	423,400	400,600	377,800
	エジプト	690,000	630,000	591,400	570,100	538,200	485,100	432,000	378,800	336,300	315,100	293,800	272,600
	エスワチニ	650,000	630,000	588,000	566,500	534,200	480,400	426,600	372,800	329,800	308,200	286,700	265,200
	エチオピア	820,000	800,000	759,300	736,500	702,300	645,400	588,500	531,600	486,000	463,200	440,500	417,700
	エリトリア	960,000	940,000	887,500	861,200	821,800	756,000	690,300	624,500	571,900	545,600	519,300	493,000
	ガーナ	770,000	750,000	709,600	688,000	655,700	601,700	547,700	493,800	450,600	429,000	407,400	385,900
	カーボベルデ	890,000	870,000	820,800	794,700	755,700	690,600	625,500	560,500	508,400	482,400	456,300	430,300
	ガボン	970,000	940,000	883,100	853,800	809,800	736,500	663,200	589,900	531,200	501,900	472,600	443,300
	カメルーン	890,000	860,000	816,000	791,000	753,400	690,800	628,200	565,600	515,500	490,500	465,400	440,400
	ガンビア	890,000	870,000	820,800	794,700	755,700	690,600	625,500	560,500	508,400	482,400	456,300	430,300
	ギニア	1,080,000	1,050,000	991,500	961,000	915,400	839,200	763,100	688,900	626,000	595,500	565,100	534,600
	ギニアビサウ	890,000	870,000	820,800	794,700	755,700	690,600	625,500	560,500	508,400	482,400	456,300	430,300
	ケニア	790,000	770,000	724,900	700,300	663,400	601,900	540,400	478,900	429,700	405,100	380,500	356,000
	コートジボワール	920,000	890,000	847,400	821,100	781,600	715,900	650,200	584,400	531,800	505,500	479,200	453,000
	コモロ	810,000	790,000	749,800	727,400	693,800	637,800	581,800	525,900	481,100	458,700	436,300	413,900
	コンゴ共和国	1,010,000	980,000	931,600	903,600	861,500	791,300	721,100	651,000	594,800	566,800	538,700	510,700

コンゴ民主共和国	1,010,000	980,000	931,600	903,600	861,500	791,300	721,100	651,000	594,800	566,800	538,700	510,700
サントメ・プリンシペ	970,000	940,000	883,100	853,800	809,800	736,500	663,200	589,900	531,200	501,900	472,600	443,300
ザンビア	690,000	670,000	630,500	609,700	578,500	526,400	474,400	422,300	380,700	359,800	339,000	318,200
シエラレオネ	770,000	750,000	709,600	688,000	655,700	601,700	547,700	493,800	450,600	429,000	407,400	385,900
ジブチ	990,000	960,000	905,400	876,800	833,800	762,300	690,800	619,200	562,000	533,400	504,800	476,200
ジンバブエ	840,000	820,000	779,400	756,600	722,400	665,500	608,600	551,600	506,100	483,300	460,500	437,800
スーダン	980,000	950,000	901,600	874,800	834,500	767,300	700,100	633,000	579,200	552,400	525,500	498,700
セーシェル	750,000	720,000	675,900	650,800	613,300	550,700	488,100	425,500	375,500	350,400	325,400	300,400
赤道ギニア	970,000	940,000	883,100	853,800	809,800	736,500	663,200	589,900	531,200	501,900	472,600	443,300
セネガル	890,000	870,000	820,800	794,700	755,700	690,600	625,500	560,500	508,400	482,400	456,300	430,300
ソマリア	790,000	770,000	724,900	700,300	663,400	601,900	540,400	478,900	429,700	405,100	380,500	356,000
タンザニア	780,000	750,000	713,500	691,000	657,200	600,800	544,500	488,100	443,000	420,500	397,900	375,400
チャド	890,000	860,000	816,000	791,000	753,400	690,800	628,200	565,600	515,500	490,500	465,400	440,400
中央アフリカ	890,000	860,000	816,000	791,000	753,400	690,800	628,200	565,600	515,500	490,500	465,400	440,400
チュニジア	570,000	550,000	516,800	498,900	472,100	427,400	382,700	338,100	302,300	284,400	266,600	248,700
トーゴ	920,000	890,000	847,400	821,100	781,600	715,900	650,200	584,400	531,800	505,500	479,200	453,000
ナイジェリア	1,020,000	990,000	942,600	914,100	871,400	800,100	728,800	657,600	600,600	572,100	543,600	515,100
ナミビア	700,000	680,000	639,000	617,000	584,100	529,200	474,300	419,400	375,500	353,500	331,600	309,600
ニジェール	920,000	890,000	847,400	821,100	781,600	715,900	650,200	584,400	531,800	505,500	479,200	453,000
ブルキナファソ	930,000	910,000	863,100	837,800	799,800	736,500	673,200	609,900	559,200	533,900	508,600	483,300
ブルンジ	760,000	740,000	697,000	675,100	642,300	587,600	532,900	478,200	434,400	412,600	390,700	368,800
ベナン	810,000	790,000	750,400	728,000	694,300	638,300	582,300	526,200	481,400	459,000	436,600	414,200
ボツワナ	720,000	690,000	655,600	633,800	601,100	546,500	491,900	437,400	393,700	371,900	350,100	328,300
マダガスカル	810,000	790,000	749,800	727,400	693,800	637,800	581,800	525,900	481,100	458,700	436,300	413,900
マラウイ	780,000	750,000	717,100	696,000	664,400	611,700	559,000	506,300	464,100	443,000	421,900	400,900
マリ	920,000	900,000	853,600	828,700	791,300	728,900	666,500	604,200	554,300	529,300	504,400	479,500
南アフリカ共和国	690,000	630,000	588,000	566,500	534,200	480,400	426,600	372,800	329,800	308,200	286,700	265,200
南スーダン	1,050,000	1,020,000	969,900	940,300	895,900	821,900	747,900	673,900	614,700	588,100	555,500	526,000
モーリシャス	700,000	670,000	635,800	613,900	581,200	526,600	472,000	417,500	373,800	352,000	330,100	308,300
モーリタニア	930,000	910,000	862,800	837,400	799,500	736,200	672,900	609,700	559,000	533,700	508,400	483,100
モザンビーク	800,000	780,000	741,600	719,600	686,500	631,300	576,100	521,000	476,800	454,800	432,700	410,700
モロッコ	640,000	610,000	573,900	551,700	518,500	463,100	407,700	352,300	308,000	285,900	263,700	241,600
リビア	950,000	920,000	869,800	841,000	797,800	725,800	653,800	581,900	524,300	495,500	466,700	437,900

リベリア	770,000	750,000	709,600	688,000	655,700	601,700	547,700	493,800	450,600	429,000	407,400	385,900
ルワンダ	760,000	740,000	697,000	675,100	642,300	587,600	532,900	478,200	434,400	412,600	390,700	368,800
レソト	650,000	630,000	588,000	566,500	534,200	480,400	426,600	372,800	329,800	308,200	286,700	265,200

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	₹ 670,000	₹ 650,600	₹ 616,800	₹ 560,500	₹ 504,200	₹ 447,900	₹ 402,800	₹ 380,300	₹ 357,800	₹ 335,300
	チェンナイ	₹ 690,000	₹ 671,500	₹ 636,400	₹ 577,900	₹ 519,400	₹ 460,900	₹ 414,100	₹ 390,700	₹ 367,300	₹ 344,000
	ベンガルール	₹ 680,000	₹ 663,300	₹ 628,700	₹ 571,100	₹ 513,500	₹ 455,800	₹ 409,700	₹ 386,700	₹ 363,600	₹ 340,600
	ムンバイ	₹ 720,000	₹ 680,800	₹ 645,200	₹ 585,700	₹ 526,200	₹ 466,800	₹ 419,200	₹ 395,400	₹ 371,600	₹ 347,900
	スラバヤ	₹ 560,000	₹ 526,300	₹ 496,600	₹ 447,100	₹ 397,600	₹ 348,200	₹ 308,600	₹ 288,800	₹ 269,000	₹ 249,200
	デンパサール	₹ 500,000	₹ 488,600	₹ 459,500	₹ 411,000	₹ 362,500	₹ 314,000	₹ 275,200	₹ 255,800	₹ 236,400	₹ 217,000
	メダン	₹ 520,000	₹ 509,300	₹ 481,100	₹ 434,200	₹ 387,300	₹ 340,400	₹ 302,800	₹ 284,000	₹ 265,300	₹ 246,500
	チェンマイ	₹ 560,000	₹ 538,800	₹ 505,100	₹ 449,000	₹ 392,900	₹ 336,800	₹ 291,900	₹ 269,400	₹ 247,000	₹ 224,500
	済州	₹ 660,000	₹ 610,700	₹ 572,500	₹ 508,900	₹ 445,300	₹ 381,700	₹ 330,800	₹ 305,300	₹ 279,900	₹ 254,500
	釜山	₹ 610,000	₹ 572,000	₹ 536,300	₹ 476,700	₹ 417,100	₹ 357,500	₹ 309,900	₹ 286,000	₹ 262,200	₹ 238,400
	広州	₹ 730,000	₹ 677,400	₹ 635,100	₹ 564,500	₹ 493,900	₹ 423,400	₹ 366,900	₹ 338,700	₹ 310,500	₹ 282,300
	上海	₹ 800,000	₹ 743,900	₹ 697,400	₹ 619,900	₹ 542,400	₹ 464,900	₹ 402,900	₹ 371,900	₹ 340,900	₹ 310,000
	重慶	₹ 660,000	₹ 618,700	₹ 581,300	₹ 518,900	₹ 456,500	₹ 394,200	₹ 344,300	₹ 319,300	₹ 294,400	₹ 269,500
	瀋陽	₹ 670,000	₹ 628,000	₹ 590,000	₹ 526,700	₹ 463,400	₹ 400,000	₹ 349,400	₹ 324,000	₹ 298,700	₹ 273,400
	青島	₹ 640,000	₹ 620,900	₹ 582,100	₹ 517,400	₹ 452,700	₹ 388,100	₹ 336,300	₹ 310,400	₹ 284,600	₹ 258,700
	香港	₹ 900,000	₹ 839,300	₹ 786,800	₹ 699,400	₹ 612,000	₹ 524,600	₹ 454,600	₹ 419,600	₹ 384,700	₹ 349,700
	カラチ	₹ 690,000	₹ 655,400	₹ 628,500	₹ 583,700	₹ 538,900	₹ 494,100	₹ 458,200	₹ 440,300	₹ 422,300	₹ 404,400
大洋州	セブ	₹ 500,000	₹ 487,000	₹ 458,100	₹ 409,800	₹ 361,500	₹ 313,300	₹ 274,600	₹ 255,300	₹ 236,000	₹ 216,700
	ダバオ	₹ 500,000	₹ 487,000	₹ 458,100	₹ 409,800	₹ 361,500	₹ 313,300	₹ 274,600	₹ 255,300	₹ 236,000	₹ 216,700
	ダナン	₹ 500,000	₹ 482,400	₹ 453,900	₹ 406,300	₹ 358,700	₹ 311,100	₹ 273,100	₹ 254,000	₹ 235,000	₹ 216,000
	ホーチミン	₹ 590,000	₹ 548,000	₹ 515,000	₹ 460,000	₹ 405,000	₹ 350,000	₹ 306,000	₹ 284,000	₹ 262,000	₹ 240,000
	ベトナム	₹ 520,000	₹ 503,300	₹ 471,800	₹ 419,400	₹ 367,000	₹ 314,600	₹ 272,600	₹ 251,600	₹ 230,700	₹ 209,700
大洋州	シドニー	₹ 610,000	₹ 564,000	₹ 528,800	₹ 470,000	₹ 411,300	₹ 352,500	₹ 305,500	₹ 282,000	₹ 258,500	₹ 235,000
	パース	₹ 570,000	₹ 552,100	₹ 517,600	₹ 460,100	₹ 402,600	₹ 345,100	₹ 299,100	₹ 276,100	₹ 253,100	₹ 230,100
	ブリスベン	₹ 600,000	₹ 555,100	₹ 520,400	₹ 462,600	₹ 404,800	₹ 347,000	₹ 300,700	₹ 277,600	₹ 254,400	₹ 231,300
	メルボルン	₹ 620,000	₹ 575,300	₹ 539,300	₹ 479,400	₹ 419,500	₹ 359,600	₹ 311,600	₹ 287,600	₹ 263,700	₹ 239,700
大洋州	オークランド	₹ 610,000	₹ 588,800	₹ 552,000	₹ 490,700	₹ 429,400	₹ 368,000	₹ 319,000	₹ 294,400	₹ 269,900	₹ 245,400

北米	アトランタ	760,000	704,400	660,400	587,000	513,600	440,300	381,600	352,200	322,900	293,500
	サンフランシスコ	810,000	752,600	705,600	627,200	548,800	470,400	407,700	376,300	345,000	313,600
	シアトル	750,000	696,400	652,800	580,300	507,800	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200
	シカゴ	790,000	736,600	690,500	613,800	537,100	460,400	399,000	368,300	337,600	306,900
	デトロイト	720,000	666,700	625,100	555,600	486,200	416,700	361,100	333,400	305,600	277,800
	デンバー	700,000	679,000	636,500	565,800	495,100	424,400	367,800	339,500	311,200	282,900
	ナッシュビル	750,000	699,200	655,500	582,700	509,900	437,000	378,800	349,600	320,500	291,400
	ニューヨーク	920,000	790,800	741,400	659,000	576,600	494,300	428,400	395,400	362,500	329,500
	ハガツニヤ	670,000	644,500	604,200	537,100	470,000	402,800	349,100	322,300	295,400	268,600
	ヒューストン	750,000	696,400	652,800	580,300	507,800	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200
	ボストン	800,000	738,700	692,600	615,600	538,700	461,700	400,100	369,400	338,600	307,800
	ホノルル	750,000	697,000	653,400	580,800	508,200	435,600	377,500	348,500	319,400	290,400
	マイアミ	730,000	675,400	633,200	562,800	492,500	422,100	365,800	337,700	309,500	281,400
	ロサンゼルス	830,000	773,500	725,200	644,600	564,000	483,500	419,000	386,800	354,500	322,300
	カルガリー	600,000	584,200	547,700	486,800	426,000	365,100	316,400	292,100	267,700	243,400
中南米	トロント	660,000	615,100	576,700	512,600	448,500	384,500	333,200	307,600	281,900	256,300
	バンクーバー	680,000	628,200	588,900	523,500	458,100	392,600	340,300	314,100	287,900	261,800
	モントリオール	620,000	602,000	564,400	501,700	439,000	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900
	クリチバ	610,000	592,800	557,000	497,300	437,600	378,000	330,200	306,400	282,500	258,700
	サンパウロ	660,000	612,300	575,300	513,600	451,900	390,200	340,800	316,200	291,500	266,800
	マナウス	680,000	660,200	624,600	565,200	505,800	446,400	398,900	375,100	351,400	327,600
	リオデジャネイロ	700,000	650,400	612,800	550,300	487,800	425,200	375,200	350,200	325,200	300,200
	レシフェ	620,000	598,200	563,900	506,800	449,700	392,600	346,900	324,100	301,200	278,400
	レオン	600,000	579,600	544,600	486,300	428,000	369,700	323,100	299,800	276,500	253,200
	ミラノ	660,000	617,000	578,500	514,200	449,900	385,700	334,200	308,500	282,800	257,100
	エディンバラ	680,000	653,500	612,700	544,600	476,500	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	バルセロナ	610,000	585,700	549,100	488,100	427,100	366,100	317,300	292,900	268,500	244,100
	デュッセルドルフ	640,000	597,500	560,100	497,900	435,700	373,400	323,600	298,700	273,800	249,000
	ハンブルク	610,000	592,200	555,200	493,500	431,800	370,100	320,800	296,100	271,400	246,800
欧州	フランクフルト	640,000	592,200	555,200	493,500	431,800	370,100	320,800	296,100	271,400	246,800
	ミュンヘン	620,000	595,800	558,600	496,500	434,400	372,400	322,700	297,900	273,100	248,300
	ストラスブール	630,000	587,600	550,900	489,700	428,500	367,300	318,300	293,800	269,300	244,900

中東	イスラエル	590,000	570,100	534,500	475,100	415,700	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600
	ウラジオストク	730,000	683,300	644,300	579,400	514,500	449,600	397,600	371,600	345,700	319,700
	サンクトペテルブルク	740,000	717,900	676,200	606,600	537,000	467,500	411,800	384,000	356,100	328,300
	ハバロフスク	730,000	683,300	644,300	579,400	514,500	449,600	397,600	371,600	345,700	319,700
中東	ユジノサハリンスク	770,000	716,000	675,000	606,700	538,400	470,000	415,400	388,000	360,700	333,400
	ドバイ	740,000	712,700	668,100	593,900	519,700	445,400	386,000	356,300	326,600	297,000
	ジッダ	780,000	755,600	714,000	644,700	575,400	506,000	450,600	422,800	395,100	367,400
イスタンブール		570,000	551,800	518,600	463,200	407,800	352,400	308,100	285,900	263,800	241,600

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	600,000 円	580,000 円	545,000 円	524,000 円	492,500 円	440,000 円	387,500 円	335,000 円	293,000 円	272,000 円	251,000 円	230,000 円
北米	ニューヨーク (国際連合)	1,050,000	880,000	823,800	790,800	741,400	659,000	576,600	494,300	428,400	395,400	362,500	329,500
	モントリオール (国際民間航空機関)	700,000	670,000	627,100	602,000	564,400	501,700	439,000	376,300	326,100	301,000	275,900	250,900
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	730,000	660,000	613,600	589,100	552,300	490,900	429,500	368,200	319,100	294,500	270,000	245,500
	ウィーン (在ウィーン国際機関)	750,000	730,000	677,800	650,600	610,000	542,200	474,400	406,700	352,400	325,300	298,200	271,100
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,130,000	960,000	890,500	854,900	801,500	712,400	623,400	534,300	463,100	427,400	391,800	356,200
	(軍縮会議)	990,000	960,000	890,500	854,900	801,500	712,400	623,400	534,300	463,100	427,400	391,800	356,200
	パリ (経済協力開発機構)	730,000	660,000	615,400	590,800	553,800	492,300	430,800	369,200	320,000	295,400	270,800	246,200
	(国際連合教育科学文化機関)	680,000	660,000	615,400	590,800	553,800	492,300	430,800	369,200	320,000	295,400	270,800	246,200
	ブリュッセル (欧州連合)	750,000	680,000	632,000	606,700	568,800	505,600	442,400	379,200	328,600	303,400	278,100	252,800
	(北大西洋条約機構)	700,000	680,000	632,000	606,700	568,800	505,600	442,400	379,200	328,600	303,400	278,100	252,800
アメリカ	ワシントン (アジア太平洋)	820,000	800,000	759,300	736,500	702,300	645,400	588,500	531,600	486,000	463,200	440,500	417,700

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号	別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	
手	当	額	円 1,365,700	円 1,354,700	円 1,343,700	円 1,332,700	円 1,321,700	円 1,310,700	円 1,299,700	円 1,288,700	円 1,277,700	円 1,266,700	円 1,255,700	円 1,244,700	円 1,233,700	円 1,222,700	円 1,211,700
16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号	31号	32号	
円 1,200,700	円 1,189,700	円 1,178,700	円 1,167,700	円 1,156,700	円 1,145,700	円 1,134,700	円 1,123,700	円 1,112,700	円 1,101,700	円 1,090,700	円 1,079,700	円 1,068,700	円 1,057,700	円 1,046,700	円 1,035,700	円 1,024,700	
33号	34号	35号	36号	37号	38号	39号	40号	41号	42号	43号	44号	45号	46号	47号	48号	49号	
円 1,013,700	円 1,002,700	円 991,700	円 980,700	円 969,700	円 958,700	円 947,700	円 936,700	円 925,700	円 914,700	円 903,700	円 892,700	円 881,700	円 870,700	円 859,700	円 848,700	円 837,700	
50号	51号	52号	53号	54号	55号	56号	57号	58号	59号	60号	61号	62号	63号	64号	65号	66号	
円 826,700	円 815,700	円 804,700	円 793,700	円 782,700	円 771,700	円 760,700	円 749,700	円 738,700	円 727,700	円 716,700	円 705,700	円 694,700	円 683,700	円 672,700	円 661,700	円 650,700	
67号	68号	69号	70号	71号	72号	73号	74号	75号	76号	77号	78号	79号	80号	81号	82号	83号	
円 639,700	円 628,700	円 617,700	円 606,700	円 595,700	円 584,700	円 573,700	円 562,700	円 551,700	円 540,700	円 529,700	円 518,700	円 507,700	円 496,700	円 485,700	円 474,700	円 463,700	
84号	85号	86号	87号	88号	89号	90号	91号	92号	93号	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	
円 452,700	円 441,700	円 430,700	円 419,700	円 408,700	円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700	円 353,700	円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	
101号	102号	103号	104号	105号	106号	107号	108号	109号	110号	111号	112号	113号	114号				
円 265,700	円 254,700	円 243,700	円 232,700	円 221,700	円 210,700	円 199,700	円 188,700	円 177,700	円 166,700	円 155,700	円 144,700	円 133,700	円 122,700				

附 則

この法律は、令和五年四月一日から施行する。
ただし、別表第一のうち三 政府代表部の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設し、在ウクライナ日本国大使館等の在外公館の位置の地名を改めるとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の加算額の限度並びに外務公務員の研修員手当の支給額を改定するほか、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設、在外公館の位置の地名の変更、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当の加算額の限度の引上げ及び支給に係る例外規定の整備並びに外務公務員の研修員手当の支給額の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 在外公館として在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

2 在ウクライナ日本国大使館、在カザフスタン日本国大使館及び在モルドバ日本国大使館の位置の地名をそれぞれ「キエフ」から「キーウ」に、「ヌルスルタン」から「アスタナ」に、及び「キシニョフ」から「キシナウ」に変更すること。

3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

4 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当について加算額の限度を四万三千円から五万五千円に引き上げるとともに、在外公館に勤務する外務公務員がやむを得ない事情により帰国又は新在勤地への転勤を命ぜられた場合に納付済みの学費等を子女教育手当として支給することができるよう例外規定を整備すること。

5 外務公務員の研修員手当の支給額を改定すること。

6 この法律は、令和五年四月一日から施行すること。ただし、1の在ローマ国際機関日本政府代表部新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和五年度一般会計予算外務省所管の中に、百七十七万五千円が計上されている。

右報告する。

令和五年三月十五日

外務委員長 黄川田仁志

衆議院議長 細田 博之殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年六月三十日」を「令和十年六月三十日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正）

2 次に掲げる法律の規定中「令和五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

一 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第二項の表及び附則第四項
二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）附則第六項

（厚生労働省設置法の一部改正）

3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

理 由

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等

に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長し、令和十年五月十六日までとする。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、令和十年六月三十日までとする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を延長することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

駐留軍関係離職者等対策として、令和五年度一般会計予算の厚生労働省所管に約六百六十二万円及び防衛省所管に約三百五十四万円が、それぞれ計上され、漁業離職者対策として、令和五年度一般会計予算の厚生労働省所管に約四百

令和五年三月十六日 衆議院會議録第十一号

五十五万円及び国土交通省所管に約六百万円が、それぞれ計上されている。
右報告する。

令和五年三月十五日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳
衆議院議長 細田 博之殿

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

令和五年二月三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和十二年七月七日」を「昭和六年九月十八日」に、「昭和三十八年四月一日」を「基準日」に改め、同条第一号中「もとの」を「元の」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「に掲げる」を「、第四号若しくは第五号に掲げる」に、「同法」を「遺族援護法」に、「附則第二十項若しくは」を「附則第二十項」に、「の規定」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五号第一項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七号第一項の規定」に改め、同条第四号中「に掲げる」を「又は第四号に掲げる」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第五号中「基づいて」の下に「又は同法第七条の三の規定によ

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

り」を加え、同条第六号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準日は、令和五年四月一日とする。

第三条中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

第四条第一項を次のように改める。

特別給付金の額は、百十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とする。

附則第二項を次のように改める。

(国債の発行の日)

2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年十一月一日とする。

附則第三項から第七十五項までを削り、附則第七十六項を附則第三項とする。

第二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「令和五年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

附則第二項中「令和五年十一月一日」を「令和五年十一月一日」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

第四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を削る。

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)」を付し、附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第九条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二を削る。

第十条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二 削除

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第一項中「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に改め、同条第二項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第三項中「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に改め、同条第四項から第十二項までの規定中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第十三項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附則第六条の前の見出し及び同条中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附則第七号第一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第二項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第三項中「令和三年新法」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)第一条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

附則第七号第二項第二号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同

様の事情に入っていると認められる場合を含む。により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

附則第七條第三項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條の規定 公布の日

二 第二條及び附則第三條の規定 令和十年四月一日

(第一條の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 平成二十五年十月二日から平成二十九年十二月三十一日までの間に旧法第三條第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、第一條の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「令和五年新法」という。)第二條第一項の基準日は、同條第二項の規定にかかわらず、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日(次條第二項において「令和五年新法特例基準日」という。)とし、令和五年新法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3 平成三十年一月一日から令和四年十月一日までの間に旧法第三條第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三條第一項の規定

にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

4 令和三年四月一日以降に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)第三條第一項の規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

5 前項に規定する者であつて、令和八年四月一日において令和五年新法第二條第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するもの(次條第六項において「特定戦没者等の妻」という。)には、前項の規定にかかわらず、令和五年新法第三條第一項の規定による特別給付金を支給する。

6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を取得するに至つた者に交付する令和五年新法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、令和八年十一月一日とする。

(第二條の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定の施行の際現に令和五年新法の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 前條第二項に規定する者については、第二條の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「令和十年新法」という。)第二條第一項の基準日は、同條第二項の規定にかかわらず、令和五年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の四月一日とし、令和十年新法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3 前條第三項に規定する者については、令和十年新法第二條第一項の基準日は、同條第二項の規定にかかわらず、旧法第三條第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を

取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日(次項において「令和十年新法特例基準日」という。)とし、令和十年新法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

4 前條第三項に規定する者であつて、令和十年新法特例基準日から五年を経過した日において令和十年新法第二條第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

5 令和十年新法第三條第二項及び第四條から第十三條まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による特別給付金について準用する。この場合において、令和十年新法附則第二項中「令和十年十一月一日」とあるのは、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第三條第三項に規定する令和十年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の十一月一日」と読み替へるものとする。

6 特定戦没者等の妻については、令和十年新法第二條第一項の基準日は、同條第二項の規定にかかわらず、令和十三年四月一日とし、令和十年新法第四條第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、同年十一月一日とする。

(政令への委任)

第四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九條中「前條の規定による改正後の」を削り、「第二條第六号」を「第二條第一項第六

号」に改める。

理 由

戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、これまで戦没者等の妻に特別給付金として支給してきた国債が最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰籍を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰籍を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別給付金の支給事務に必要な経費として、令和五年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約四千八百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債償還に必要な経費として、令和六年度においては一般会計予算(財務省所管)に約十二億円が計上される見込みである。

右報告する。

令和五年三月十五日

厚生労働委員長 三ツ林裕巳
衆議院議長 細田 博之殿

令和五年三月十六日 衆議院会議録第十一号 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 議院法制局法の一部を改正する法律案

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和五年二月三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の
一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限を五年延長し、令和十年三月三十一日までとするものである。なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業の体質強化を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和五年三月十五日

農林水産委員長 笹川 博義

衆議院議長 細田 博之殿

議院法制局法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和五年三月十六日

提出者

議院運営委員長 山口 俊一

議院法制局法の一部を改正する法律

議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「法制企画調整部」の下に「及び法案審査部」を加える。

附 則

この法律は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。